

千葉県美術館及び千葉市民ギャラリーいなげ
令和6年度事業計画書

公益財団法人 千葉県教育振興財団

目 次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 第 1 | 千葉市美術館及び千葉市民ギャラリーいなげの組織体制等 | 1 |
| 1 | 組織体制..... | 1 |
| 2 | 緊急連絡体制..... | 2 |
| 第 2 | 千葉市美術館事業計画 | 3 |
| 1 | 事業活動方針..... | 3 |
| 2 | 基本的事項..... | 3 |
| 3 | 企画提案業務..... | 9 |
| 4 | 施設使用許可業務..... | 25 |
| 5 | 特別利用許可業務..... | 26 |
| 6 | 施設維持管理業務..... | 26 |
| 7 | 利用者サービスの向上..... | 34 |
| 8 | 事業評価業務..... | 34 |
| 9 | 自主事業..... | 34 |
| 10 | その他..... | 35 |
| 第 3 | 千葉市民ギャラリー・いなげ事業計画 | 36 |
| 1 | 事業活動方針..... | 36 |
| 2 | 基本的事項..... | 36 |
| 3 | 企画提案業務..... | 39 |
| 4 | 施設使用許可業務..... | 42 |
| 5 | 施設維持管理業務..... | 43 |
| 6 | 経営管理業務..... | 45 |
| 7 | 自主事業..... | 46 |

第1 千葉市美術館及び千葉市民ギャラリーいなげの組織体制等

1 組織体制

(1) 責任者

ア 美術館及び市民ギャラリー・いなげ

(ア) 総括業務責任者を館長とする。不在時の職務代理は、美術館副館長とする。

(イ) 補助職員を事務長とする。

イ 美術館

(ア) 業務責任者を館長とする。不在時の職務代理は、美術館副館長とする。

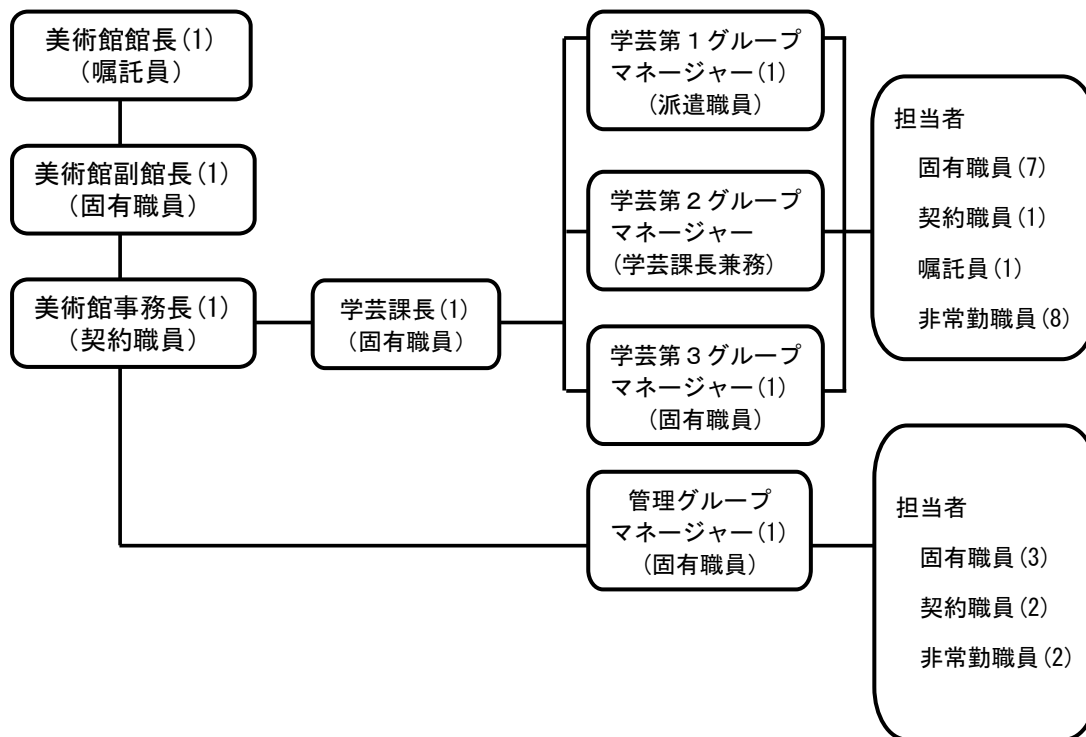
(イ) 補助職員を事務長とする。

ウ 市民ギャラリー・いなげ

業務責任者を所長とする。不在時の職務代理は、管理担当とする。

(2) 組織図及び職員配置

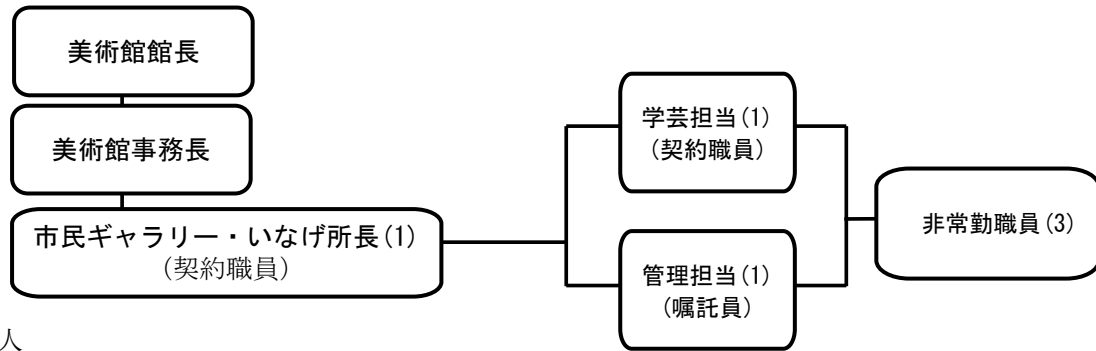
ア 美術館



計31人

(派遣職員1人、固有職員14人、契約職員4人、嘱託員2人、非常勤職員10人)

イ 市民ギャラリー・いなげ

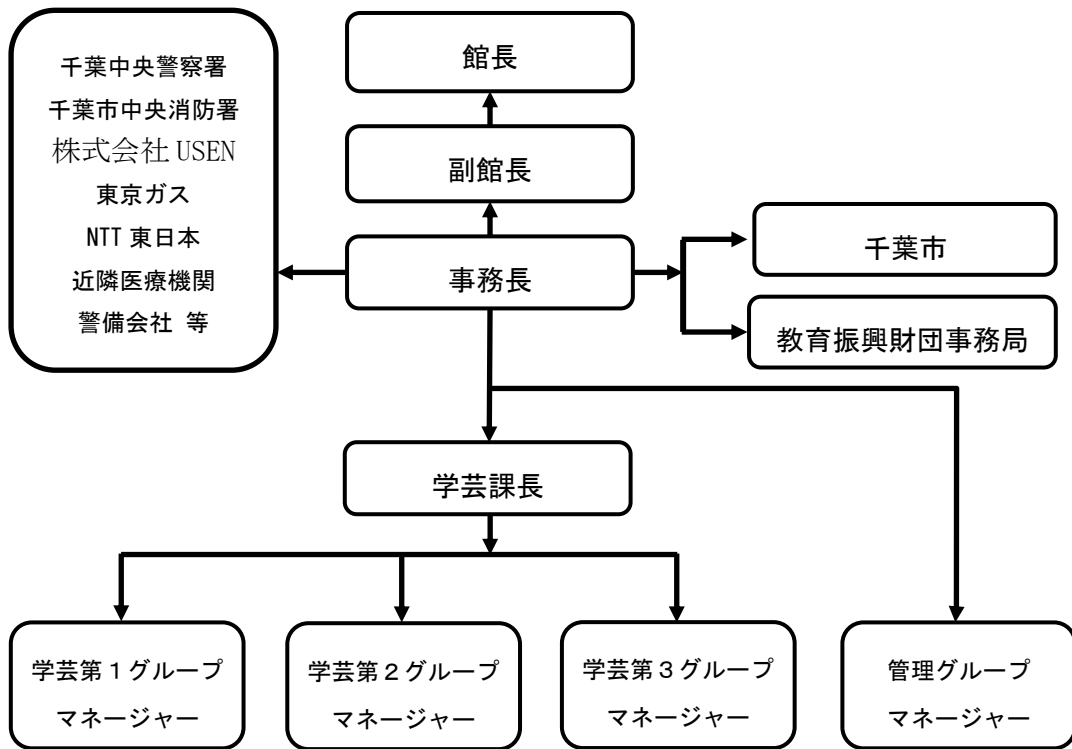


計6人

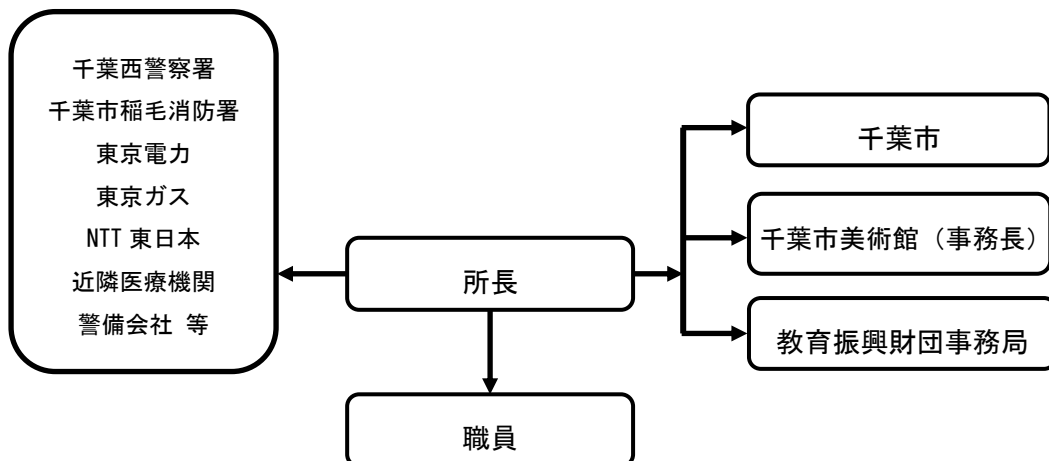
(契約職員2人、嘱託員1人、非常勤職員3人)

2 緊急連絡体制

(1) 美術館



(2) 市民ギャラリー・いなげ



第2 千葉市美術館事業計画

1 事業活動方針

美術文化に関する市民の知識の向上を図るとともに、市民に親しまれる美術館を目指す。前年度までの事業を見直しつつ、本年度も調査研究にもとづく展示及び教育普及事業に力を入れ、企画展や常設展の充実へ結びつけるとともに、市民が親しく積極的に美術に関われるような企画を準備し、施設の価値を高めてゆく。

特に若い世代や地域の人々からの教育普及事業への期待に応え、美術に関心を持つ人々の裾野を広げ、将来にわたる美術館のサポーターを育てていく。

さらに美術品収集、保存管理、調査研究事業、「千葉市美術館友の会」運営事業等も継続的に行うことで、地域における美術文化の核としての多様な責務を果たしていく。

2 基本的事項

(1) 使用時間及び休館日

ア 使用時間

| 施設の区分 | 使用時間 |
|----------------------------------|--|
| 展示室、市民ギャラリー、子どもアトリエ、図書室 | 午前10時から午後6時（金曜日、土曜日（休日にあたることを除く。）にあつては、午後8時）まで |
| さや堂ホール、講堂、講座室、市民アトリエ及びワークショップルーム | 午前10時から午後9時まで |

イ 休館日

(ア) 毎月第1月曜日（この日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(イ) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(ウ) 電気点検のための停電日

ウ 休室日

展示替え期間など、展示室を休室とすることがある。

(2) 利用料金

ア 利用料金の設定

(ア) 観覧利用料金

千葉市美術館条例に基づき、展覧会ごとに定める。

(イ) 施設利用料金

| 施設名 | 区分 | 午前 10:00～13:00 | 午後 13:00～17:00 | 夜間 17:00～21:00 | 全日 10:00～21:00 |
|---------|----|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| 市民ギャラリー | | 1日につき 各9,600円 (なお、月曜からの1週間単位での貸出で、月曜日が13時からの貸出の場合は、その日は5,830円とする。) | | | |
| さや堂ホール | | 6,720円 | 8,960円 | 8,060円 | 21,300円 |
| 講堂 | | 3,510円 | 4,680円 | 4,210円 | 11,500円 |
| 講座室 | | 1,580円 | 2,110円 | 1,890円 | 5,200円 |
| 市民アトリエ1 | | 1,920円 | 2,560円 | 2,560円 | 6,300円 |
| 市民アトリエ2 | | 1,920円 | 2,560円 | 2,560円 | 6,300円 |

| 区分 施設名 | 午前 10:00～13:00 | 午後 13:00～17:00 | 夜間 17:00～21:00 | 全日 10:00～21:00 |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ワークショップルーム | 4,560円 | 6,080円 | 5,470円 | 15,000円 |

※（入場料割増）利用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合は、上記に定める額の2倍とする。（10円未満の端数切捨て。）

※（営利割増）物品の販売その他営利を目的とした行為で、美術館管理規則で定めるものを行う場合は、上記に定める額の1.8倍とする。（10円未満の端数切捨て。）

※いずれにも該当する場合には、それぞれの割増料を利用料金の額に加算する。

（ウ）附属設備利用料金

| 施設名 | 種類 | 単位 | 金額 |
|------------|---------|-------|------|
| さや堂ホール | 放送設備 | 1式1時間 | 410円 |
| | 音響設備 | 1式1時間 | 410円 |
| 講堂 | 放送設備 | 1式1時間 | 300円 |
| | 音響設備 | 1式1時間 | 300円 |
| | 映写機(A) | 1台1時間 | 200円 |
| 講座室 | 映写機(B) | 1台1時間 | 100円 |
| 市民ギャラリー | スポットライト | 1個1日 | 100円 |
| | 可動パネル | 1台1日 | 100円 |
| ワークショップルーム | 放送設備 | 1式1時間 | 220円 |
| | 映写機(C) | 1台1時間 | 270円 |

（エ）特別利用利用料金

| 区分 | 単位 | 金額 |
|---------|------|--------|
| 熟覧 | 1回1点 | 510円 |
| 模写 | | 1,040円 |
| 模造 | | 1,040円 |
| 撮影 | | 3,180円 |
| 写真原版の利用 | | 2,110円 |

イ 利用料金の減免

（ア）免除

| |
|---|
| <p>1 観覧利用料金（企画展及び常設展）</p> <p>次の各号に該当する場合で、企画展及び常設展を観覧するときは、利用料金を全額免除します。</p> <p>（1）小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童・生徒が観覧する場合並びに教育活動の一環としてこれらの児童・生徒を引率する教職員が観覧する場合</p> <p>（2）次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳又は手帳アプリ「ミライロ ID」を提示して常設展示の美術品等を観覧する場合及びその介護者（1人まで。事情により2人以上必要な場合はその必要な人数まで。）</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳</p> <p>ウ 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）にいう療育手帳</p> <p>エ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳</p> |
|---|

| |
|---|
| <p>オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 107 号）第 2 条に規定する被爆者健康手帳</p> <p>(3) 「千葉市美術館友の会」の会員（会員の区分を問わない。）が観覧する場合。ただし、会員の区分が「ライト会員」である場合、利用料金の全額免除は、会員となった日から 1 年以内に 2 回までとする。</p> <p>(4) 「千葉市美術館友の会」の一般会員の同伴者 1 人（会員あてに送付する企画展招待券を提示した者に限る。）</p> <p>(5) 千葉市民の日に観覧する者</p> <p>(6) 千葉市が実施する市内大学・短大新入生等対象施設無料開放の対象者</p> <p>(7) 公益財団法人日本博物館協会の会員証を提示した者及びその同伴者（1 人まで）</p> <p>(8) 国際美術評論家連盟（a i c a）プレスカード</p> <p>(9) 国際博物館会議（I C O M）会員証</p> <p>(10) 千葉市美術館スポンサーシップ規約第 5 条に定める返礼品等としての企画展招待券を提示した者</p> <p>(11) 前十号の他に館長が必要と認めたもの</p> <p>2 観覧利用料金（常設展） 次の各号に該当する場合で、常設展を観覧するときは、利用料金を全額免除します。</p> <p>(1) 千葉県内に住所を有する満 65 歳以上の者</p> <p>3 特別利用利用料金 特別利用をしようとする者が、学術研究を目的に撮影及び写真原版の利用を行う場合はその利用料金を全額免除します。</p> |
|---|

(イ) 減額

| |
|--|
| <p>1 観覧利用料金（企画展及び常設展：2 割減額） 次の各号に該当する場合で、企画展及び常設展を観覧するときは、利用料金を 2 割減額します。</p> <p>(1) 20 人以上の団体に観覧する者</p> <p>(2) 「友の会」の一般会員の同伴者（会員の区分を問わない。）3 人以内</p> <p>(3) 次に掲げる各号の博物館等の入場券の半券又は会員証等（いずれも写し不可）を提示した者</p> <p>ア 千葉県市町村職員共済組合が発行する遊園施設入園券（有効期限内のものに限る。）</p> <p>イ 一般財団法人千葉県職員互助会が発行する宿泊・入園等利用券（券種を問わない。）（有効期限内のものに限る。）</p> <p>ウ 勤労者福祉サービスセンター会員証</p> <p>エ 千葉市科学館メンバーズカード（年間パスポート）又は入場券の半券（3 か月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>オ 千葉市動物公園年間パスポート又は入場券の半券（3 か月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>カ 千葉都市モノレールフリーきっぷ（使用当日に限る。）</p> <p>キ 千葉海浜交通バス海浜 1 日乗車券（使用当日に限る。）</p> <p>ク 千葉中央バス ONEDAYPASS（使用当日に限る。）</p> <p>ケ 月刊ぐるっと千葉ミュージアム読者優待割引券有効期間内のものに限る。）（「千葉市美術館」と記載があるものに限る。）（券面に記載の人数まで）</p> <p>コ 千葉市美術館提携美術館の友の会（又はそれに相当する組織）の会員証（有効期間内のものに限る。） <提携美術館（所在地）></p> |
| <p>DIC 川村記念美術館（佐倉市）、ホキ美術館（千葉市）、市原湖畔美術館（市原市）、東山魁夷記念館（市川市）、菱川師宣記念館（鋸南町）、成田山書道美術館（成田市）、国立歴史民俗博物館（くらしの植物苑も可）（佐倉市）、サントリー美術館（東京都港区）、太田記念美術館（東京都渋谷区）、弥生美術館（東京都文京区）、竹久夢二美術館（東京都文京区）、府中市美術館（東京都府中市）、横浜美術館（横浜市）</p> |

| |
|--|
| <p>サ そごう千葉店ミレニアムカード</p> <p>シ 公益財団法人千葉市国際交流協会の賛助会員であることを示す証憑</p> <p>(4) 千葉市美術館が掲載した展覧会の広告で、2割減額する旨の記載があるもの(当該展覧会期間中に限る)</p> <p>2 観覧利用料金(企画展:2割減額)</p> <p>次の各号に該当する場合で、企画展を観覧するときは、利用料金を2割減額します。</p> <p>(1) 千葉市内に住所を有する満65歳以上の者</p> <p>3 観覧利用料金(企画展及び常設展:100円減額)</p> <p>次の各号に該当する場合で、企画展及び常設展を観覧するときは、利用料金を100円減額します。</p> <p>(1) 千葉市美術館が掲載した展覧会の広告で、100円減額する旨の記載があるもの(当該展覧会期間中に限る)を提示した者</p> <p>(2) 次に掲げる各号のいずれか(いずれも写し不可)を提示した者</p> <p>ア 一般社団法人日本自動車連盟(JAF)会員証(会員証の種類を問わない。)(有効期限内のものに限る。)</p> <p>イ ミューぼん(スマートフォンアプリ)の割引券(有効期限内のものに限る。)</p> <p>ウ ちーバルチケット半券(使用当日に限る。)</p> <p>エ 和楽(小学館発行)美術館クーポン(有効期限内のものに限る。)</p> <p>4 施設利用料金(5割減額)</p> <p>次に掲げる各号に該当する場合は、市民ギャラリー、さや堂ホール、講堂、講座室、ワークショップルーム及び市民アトリエ1・2の利用料金を5割減額します。</p> <p>(1) 公的な団体が主催し、公益のために貸出施設を使用する場合</p> <p>(2) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が主催し、営利を目的としない文化活動等のために貸出施設を使用する場合</p> |
|--|

(3) 個人情報保護

ア 実施

国の定めた「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」並びに千葉市の定めた「千葉市個人情報の保護に関する法律施行条例」「千葉市個人情報の保護に関する法律施行細則」を遵守して管理を行う。

イ 個人情報保護責任者

副館長とする。

(4) 情報公開

公の施設の指定管理者として、情報公開に積極的に取り組む。「千葉市生涯学習センター、千葉市公民館、千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ指定管理者情報公開要綱」に基づき、行政資料室への情報提供等を行うとともに、情報開示請求があったときは適切に対応する。

(5) 文書・記録の保管

千葉市美術館の管理運営に関して作成・取得した文書等については「公益財団法人千葉市教育振興財団文書取扱規程」を遵守し、適正に管理する。

(6) 危機管理

ア 対応マニュアル

利用者等に被害が及ぶおそれがある様々な危機を予防し、また、発生した場合に被害の軽減及び人命の安全を図るため、「千葉市美術館危機管理(緊急対応)マニュアル」を作成し、これに基づき危機管理に対応します。

イ 消防計画

火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図るため、消防法第8条第1項に基づき「千葉市美術館消防計画」を作成し、同第2項に基づいて速やかに消防署長に届け出る。

また、防災・防火管理者を財団職員から選任し、自衛消防組織を編成する。

ウ 防災訓練

防災訓練（地震時の火災発生を想定）を年1回実施する。また、避難経路や消火器の位置の確認等自主的な避難訓練を年1回実施する。

(7) 広報

ア ホームページ

(ア) ホームページの改良

ホームページをより使いやすく、必要な情報にアクセスしやすいように、引き続き改良を行う。また、美術館活動のアーカイブとして掲載の情報を残し充実させるほか、所蔵品および美術に関するデジタルアーカイブを公開してゆく。

(イ) アクセスデータの参照によりホームページの閲覧者を分析し、展覧会やイベントなどが適切に周知されているか、どういったメディアから見られているかを知ること、広報活動の検討材料とする。

イ 来館アクセス案内の充実

(ア) バス事業者と協議し、乗り場の案内掲示板設置、降り場の案内アナウンス等をわかりやすいものに改善していくことに努める。

(イ) 交通案内・標識・建物内外のサインをトータルな視点で見直し、改良を行う。来場者アンケートなどをもとに、地図表記の更新や、交通広告・館内表示の追加や変更を行っていく。

(ウ) 市・県内及び都内において効果的な交通広告を検討し、掲出する。

(エ) 近隣施設、地元商店、地元住民団体や教育機関、交通機関等へポスターの掲示等協力を求めるとともに、美術館の認知度を高める。

(オ) 近隣商店街等の動向を注視し、アクセスに関する広報の機会を逃さないように努める。

ウ 展覧会やイベントの広報

(ア) ポスター、ちらし等広報宣伝物を作成し、配布先や配布方法に留意した効果的な告知に努める。

(イ) 年間スケジュールの制作と配布を行う。

(ウ) 年4回美術館ニュースを制作し、配布する。

(エ) 展覧会ごとにプレスリリースを作成し、主要なマスメディアに送付、取材に対応する。

(オ) 企画展ごとに記者発表を行い、展覧会会期初日の当日又は前日取材対応の日（全メディア対象）とし、記事掲載を働きかける。

(カ) 展覧会によって効果を検討したうえで、新聞、ウェブ媒体等に広告掲出を行う。

(キ) 展覧会の告知に効果的なイベント等を企画し、認知度の向上に努める。

(ク) 美術館施設の多様な利用者の展覧会入場を促す演出を工夫する。特に、エントランス周辺については訴求効果が大きいことから、開催中の展覧会やイベントがエントランス付近でも認知できるよう、表示をわかりやすく設置するなど、重点的に取り組む。

(ケ) 展覧会の内容と広報効果に応じて入場料の割引を検討実施し、周知の手段とする。

(コ) 前売券の販売先数の拡大に努める。

エ 年齢層にあわせた広報

(ア) 若い世代に向けた広報

- a 速報、即効性のあるSNS（X（旧ツイッター）、インスタグラム）を利用し、展覧会及びイベントの情報等の周知に努める。

活用にあたっては、展覧会出品作品、教育普及活動のイベントやオリジナルグッズなど、速報性のある写真や美術館ならではの魅力的な写真等を活用し、美術館のイメージアップを目指す。

- b 小・中・高等学校、大学、保育園等に、それぞれの年代や興味に沿ったイベントのポスター、ちらし等を送付する。展覧会やイベントによっては、チラシを子ども向けのデザインで作成し、配布する。

(イ) 幅広い世代に向けた広報

世代により効果的な媒体や手段、PRポイントは大きく異なるため、メディアの効果を随時検証し、マスコミ、広告業者等とも意見交換しながら、きめ細かい広報活動を心がける。

リニューアルオープン以降は、若年層の来館促進が大きなテーマとなってきたが、引き続き親しみやすい広報を展開していく。

オ 連携

(ア) 千葉市関係各課と連携しながら、市政だより等、市のメディアを積極的に活用して広報する。

(イ) 協賛企業・団体と連携した、広報活動に努める。特に美術館周辺及び幕張新都心周辺のホテル等に積極的に周知を依頼する。

(8) 再委託業務

- ア 美術館総合維持管理業務
- イ 燻蒸設備点検業務
- ウ 段差解消装置・舞台昇降装置点検業務
- エ 展覧会総合案内業務
- オ 輸送・展示業務
- カ 会場施工・照明業務
- キ 美術品撮影業務
- ク 美術品マット装業務
- ケ 美術品修復業務
- コ 美術品額装業務
- サ アートソーブ調湿業務
- シ 翻訳業務
- ス 燻蒸業務
- セ 展覧会図録等制作業務
- ソ 広報印刷物等制作業務
- タ デザイン業務
- チ 展示ケース修繕業務
- ツ ミュージアムショップ、アンテナショップ運営業務
- テ 郵便物発送作業業務

- ト 高所作業車点検業務
- ナ ホームページの改修業務・維持管理業務・運用・設計等に係る業務
- ニ 託児サービス業務
- ヌ プリンター・複写機の保守業務
- ネ インスタレーション制作
- ノ 客数情報システム保守業務
- ハ 美術館清掃業務

3 企画提案業務

(1) 美術品等の収集・保存・管理に関する業務

ア 美術品等の収集業務

3つの収集方針を尊重しながら、良質な作品収集が活発に行われるように、所蔵者に、当面は寄贈・寄託を積極的に働きかける。購入については、所管課と今後の見通しについて検討する。

収集方針別の方向性は下記のとおりである。

(ア) 千葉市を中心とした房総ゆかりの作家及び作品

近年寄贈された作品を発展させ、系統的なバランスのよいコレクション内容を目指す。

(イ) 日本文化の核を形成する近世以降の美術品(近世から近代の日本画と版画)

より一層の発展を目指す。特に江戸時代絵画の体系的な収集を目指す。

(ウ) 現代美術

今後も特に1960年代以降の美術を中心に発展させたい。さらに客観的な視点から現代の動向にも目を向けていく。

イ 収集品の保存・管理に関する業務

(ア) 写真撮影

記録、展示及び館外貸出、収蔵品データベースの公開に備え、収蔵作品の専門家による写真撮影を行う。

(イ) 作品の修復

学芸員が最適なタイミングと必要性、予算を見極めて、技術の信頼できる修復師や作家に依頼して修復を行う。

(ウ) マット装、額装

作品を展示、安全に保管するために、マット装や額装をする必要がある。引き続き千葉ゆかりの作家の作品や浮世絵版画を中心に順次装丁を行う。

(エ) 収蔵品のデータ管理および活用

新たに作品が収集された場合には、そのデータを速やかに登録する。また展示や館外貸出し、修復の実績についても、データベースに記録していく。

作品の撮影については、作品の分野ごとに美術専門のカメラマンによる新規のデジタルでの撮影に加え、過去のフィルムのデジタル化を進めデータを蓄積して管理するとともに、内外の利用にこたえる。

また、公開用のデータ、画像を整えて、データベースのシステム改良も継続しながらホームページでの公開を順次行っていく。それらの公開画像を新しいコンテンツ制作に利用し、内外からの活用が促進されるよう、デジタルアーカイブのアウトリーチを進めてゆく。

(オ) 作品の館外貸出し・移動時

作品貸出しの依頼があった場合、展覧会の内容と必要性、主催者及び担当者並びに会場等が適正であるかを学芸員が見極め、確認してゆく。

作品の搬出時と搬入時には、貸出し先の学芸員も立会いのもと、学芸員が作品の状態をチェックして記録し、劣化がないかどうか確認する。

(カ) 日々の管理

収蔵庫・展示室の各部屋の温湿度が適正であるかどうかを確認する。また展覧会開催中は、展示室の朝夕の開閉を学芸員が行うとともに、展示作品に異常・劣化がないか確認する。

(キ) 盗難・損壊防止

展示品の盗難・損壊防止のため、展覧会会期中及び清掃中に監視員を置く。また展示にあたっては、作品を適宜固定するなど盗難・損壊防止のための適切な展示方法、安全な作品の扱いに留意して作業を行う。

(ク) 燻蒸等

特に新たな収蔵品を収蔵庫に納める前には、適宜燻蒸庫での燻蒸を行う。また年に1～2回虫害等の検査をして、適切な対応をする。

文化財総合的有害生物管理計画をたて、文化財害虫菌の防除対策を行っていく。

ウ 収蔵庫の管理に関する業務

収蔵庫として良好な環境を保持する。

また、5年間で一巡できるように分野を分けて計画的に、管理台帳により現品確認を行う。今年度は、房総ゆかりの作家のコレクションと現代美術の一部コレクションを中心に進める。

(2) 展覧会に関すること

常設展示室（愛称：コレクション展示室）においては、3つの収集方針に沿った所蔵品の展示を12回実施する。

7・8階展示室において、「板倉鼎・須美子展」をはじめとする企画展をあわせて8回開催する。

展覧会開催にあたっては、マスコミ関係者などを対象とした内覧会や、学生の教育鑑賞、友の会会員を対象とした特別鑑賞日を積極的に設ける。

なお、各展覧会名、期間等は変更する場合がある。

ア 常設展

(ア) 観覧料

| | |
|-----|--|
| 観覧料 | 一般 300 円 大学生 220 円 *小・中学生、高校生は無料 *企画展観覧の方は無料 |
|-----|--|

(イ) 展示

a 常設展

入場目標人数は、当年度合計 78,000 人とする。

[常設展]

[常設展 1]

| | | |
|--------|--------------------------|--------------------------|
| 常設展名 | 千葉県美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和6年4月3日(水)～5月6日(日) 34日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | 留学した作家 |
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | 中林竹洞と山本梅逸／日本創作版画協会の作家たちⅡ |
| | 〈現代美術〉 | 特集：白井美穂 |
| 入場目標人数 | 6,500人 | |

[常設展 2]

| | | |
|--------|--------------------------|----------------|
| 常設展名 | 千葉県美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和6年5月8日(水)～6月2日(日) 26日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | 久隅守景と雨の風景 |
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | 日本創作版画協会の作家たちⅢ |
| | 〈現代美術〉 | 特集：白井美穂 |
| 入場目標人数 | 6,500人 | |

[常設展 3]

| | | |
|--------|---------------------------|----------|
| 常設展名 | 千葉県美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和6年6月4日(火)～6月30日(日) 27日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | (内容未定) |
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | 草月コレクション |
| | 〈現代美術〉 | 特集：白井美穂 |
| 入場目標人数 | 6,500人 | |

[常設展 4]

| | | |
|--------|--------------------------|----------|
| 常設展名 | 千葉県美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和6年7月3日(水)～8月4日(日) 33日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | (内容未定) |
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | 草月コレクション |
| | 〈現代美術〉 | 特集：辰野登恵子 |
| 入場目標人数 | 6,500人 | |

[常設展 5]

| | | |
|------|--------------------------|------------|
| 常設展名 | 千葉県美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和6年8月6日(火)～9月1日(日) 27日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | 生誕100年深沢幸雄 |

| | | |
|--------|-----------------|----------|
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | 鏑木清方と美人画 |
| | 〈現代美術〉 | 特集：辰野登恵子 |
| 入場目標人数 | 6,500人 | |

[常設展6]

| | | |
|--------|---------------------------|----------------|
| 常設展名 | 千葉市美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和6年9月3日(火)～10月6日(日) 34日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | 生誕100年深沢幸雄 |
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | 再発見鏑木清方《高尾さんげ》 |
| | 〈現代美術〉 | 特集：辰野登恵子 |
| 入場目標人数 | 6,500人 | |

[常設展7]

| | | |
|--------|----------------------------|---------|
| 常設展名 | 千葉市美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和6年10月9日(水)～11月4日(月) 27日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | 田中一村と千葉 |
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | (内容未定) |
| | 〈現代美術〉 | 特集：写真 |
| 入場目標人数 | 6,500人 | |

[常設展8]

| | | |
|--------|----------------------------|---------|
| 常設展名 | 千葉市美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和6年11月6日(水)～12月1日(日) 26日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | 田中一村と千葉 |
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | (内容未定) |
| | 〈現代美術〉 | 特集：写真 |
| 入場目標人数 | 6,500人 | |

[常設展9]

| | | |
|--------|-------------------------------|------------|
| 常設展名 | 千葉市美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和6年12月3日(火)～令和7年1月5日(日) 28日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | 房総ゆかりの書家たち |
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | 書／おもちゃ絵の世界 |
| | 〈現代美術〉 | 特集：写真 |
| 入場目標人数 | 6,500人 | |

[常設展 1 0]

| | | |
|--------|---------------------------------------|------------|
| 常設展名 | 千葉市美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和 7 年 1 月 8 日 (水) ～2 月 2 日 (日) 26 日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | 房総ゆかりの書家たち |
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | 書 |
| | 〈現代美術〉 | 特集：鷺見和紀郎 |
| 入場目標人数 | 6,500 人 | |

[常設展 1 1]

| | | |
|--------|---------------------------------------|----------|
| 常設展名 | 千葉市美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和 7 年 2 月 4 日 (火) ～3 月 2 日 (日) 27 日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | 菅谷元三郎 |
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | 香り立つ江戸絵画 |
| | 〈現代美術〉 | 特集：鷺見和紀郎 |
| 入場目標人数 | 6,500 人 | |

[常設展 1 2]

| | | |
|--------|---------------------------------------|-------------------|
| 常設展名 | 千葉市美術館コレクション選 | |
| 期 間 | 令和 7 年 3 月 4 日 (火) ～4 月 6 日 (日) 34 日間 | |
| 内 容 | 〈房総ゆかりの作家・作品〉 | 菅谷元三郎 |
| | 〈近世・近代の日本絵画と版画〉 | 香り立つ江戸絵画／吉田博《櫻八題》 |
| | 〈現代美術〉 | 特集：鷺見和紀郎 |
| 入場目標人数 | 6,500 人 | |

b 企画展

【企画展 1】

| | |
|--------|--|
| 企画展名 | 板倉鼎・須美子展 |
| 期 間 | 令和 6 年 4 月 6 日 (土) ～6 月 16 日 (日) 68 日間 休館日：5 月 7 日 (火)、6 月 3 日 (月) 休室日：4 月 15 日 (月)、5 月 20 日 (月) |
| 主 催 | 千葉市美術館 |
| 巡 回 先 | なし |
| 内 容 | 板倉鼎 (1901-1929) は幼時より千葉県松戸市に過ごし、千葉中学校を経て東京美術学校に進んだ洋画家である。1926 年妻の須美子とともにパリへ渡り、サロン・ドートンヌに入選するなど将来を囑望されたが、惜しくも 28 歳で客死した。須美子もまた、鼎の導きによりパリで油彩画を始め、高い評価を受けたものの、25 歳という若さで没している。本展は、2021 年に板倉鼎の遺族より 33 点の作品が寄贈されたのを記念し、板倉鼎と須美子の画業を総覧するものである。代表作とともに書簡などの資料を展示することで、夫妻の作品世界の全貌を浮き彫りにし、早逝により評価の機会を逸したその画業を顕彰する。 |
| 入場目標人数 | 14,000 人 (招待券配布予定) |

| | |
|-----|--|
| 観覧料 | 一般 1,200(960)円 大学生 700(560)円 *()内は前売り、団体 20 人以上の料金 *小・中学生、高校生は無料 |
|-----|--|

【企画展 2】(所蔵作品によるテーマ展)

| | |
|--------|---|
| 企画展名 | 千葉県美術館コレクション選 石井光楓展 (仮称) |
| 期 間 | 令和 6 年 4 月 6 日 (土) ~ 6 月 16 日 (日) 68 日間 休館日: 5 月 7 日 (火)、6 月 3 日 (月) 休室日: 4 月 15 日 (月)、5 月 20 日 (月) |
| 主 催 | 千葉県美術館 |
| 巡 回 先 | なし |
| 内 容 | 同時開催の「板倉鼎・須美子展」に関連し、所蔵作品から、板倉夫妻と同時期にパリに留学していた石井光楓の作品を展示する。 |
| 入場目標人数 | 14,000 人 |
| 観覧料 | 一般 500(400)円 大学生 400(320)円 *()内は前売り、団体 20 人以上の料金 *小・中学生、高校生は無料 |

【企画展 3】

| | |
|--------|--|
| 企画展名 | 岡本秋暉展 (仮称) |
| 期 間 | 令和 6 年 6 月 28 日 (金) ~ 8 月 25 日 (日) 55 日間 休館日: 7 月 1 日 (月)、8 月 5 日 (月) 休室日: 7 月 8 日 (月)、7 月 29 日 (月) |
| 主 催 | 千葉県美術館 |
| 特別協力 | 公益財団法人摘水軒記念文化振興財団、平塚市美術館 |
| 巡回先 | なし |
| 内 容 | 濃厚華麗な花鳥画、とりわけ孔雀の名手として名を馳せた江戸後期の絵師・岡本秋暉 (おかもとしゅうき、1807-62) の回顧展。彫金家・石黒家の次男として江戸に生まれた秋暉は、南蘋派の画家・大西圭斎に画を学び、一説にはその画人としての評価から推薦を受け、小田原藩大久保家に藩士として仕えることとなった異色の経歴の持ち主。江戸中屋敷での見回り役を務めながら制作に励んだ秋暉の作品は人気を博し、華やかな花鳥画の伝存作品は数多い。また渡辺崋山ら当代一流の画家や学者達と親交を結びながら研鑽を積んでいた。平塚市美術館における回顧展から実に 18 年ぶりとなる本展では、秋暉が寺嶋家に逗留したことを機縁として作品を長年収集してきた公益財団法人摘水軒記念文化振興財団 (柏市) の所蔵品を中心に、生い立ちからその画業を通覧する。前回の回顧展以降に見出された新出の作品に加え、秋暉の師友や弟子の作品も交え、知られざるその実像に迫る。同財団所蔵の岡本秋暉作品の多くが寄託されている平塚市美術館の特別協力を得る。 |
| 入場目標人数 | 15,000 人 (招待券配布予定) |
| 観覧料 | 一般 1,400(1,120)円 大学生 800(640)円 *()内は団体 20 人以上の料金 *小・中学生、高校生は無料 *()内は前売り、団体 20 人以上の料金 *小・中学生、高校生は無料 |

【企画展 4】

| | |
|------|---|
| 企画展名 | 江戸絵画縦横無尽! 摘水軒コレクション名品展 (仮称) |
| 期 間 | 令和 6 年 6 月 28 日 (金) ~ 8 月 25 日 (日) 55 日間 休館日: 7 月 1 日 (月)、8 月 5 日 (月) 休室日: 7 月 8 日 (月)、7 月 29 日 (月) |
| 主 催 | 千葉県美術館 |
| 特別協力 | 公益財団法人摘水軒記念文化振興財団、板橋区立美術館、平塚市美術館、府中市美術館 |

| | |
|--------|---|
| 巡回先 | なし |
| 内 容 | 公益財団法人摘水軒記念文化振興財団（柏市）の所蔵する江戸絵画を紹介する展覧会。同財団の所蔵品は、岩佐又兵衛《弄玉仙図》（重要文化財）をはじめとする肉筆浮世絵や、伊藤若冲《旭日松鶴図》等の花鳥・動物画、さらに本展と同時に回顧展を開催する岡本秋暉の優品を多く有することで知られる国内有数のコレクション。本展はその中から約 110 点を紹介する過去最大規模の機会となる。同財団の作品が多数寄託されている府中市美術館の特別協力を得る。 |
| 入場目標人数 | 15,000 人 |
| 観覧料 | 一般 1,400(1,120)円 大学生 800(640)円 *（）内は団体 20 人以上の料金 *小・中学生、高校生は無料 *（）内は前売り、団体 20 人以上の料金 *小・中学生、高校生は無料 |

【企画展 5】

| | |
|--------|---|
| 企画展名 | Nerhol 展（仮称） |
| 期 間 | 令和 6 年 9 月 6 日（金）～11 月 4 日（月・祝） 56 日間 休館日：10 月 7 日（月） 休室日：9 月 9 日（月）、9 月 24 日（火）、10 月 21 日（月） |
| 主 催 | 千葉県美術館 |
| 巡 回 先 | なし |
| 内 容 | Nerhol（ネルホル）は、グラフィックデザイナーの田中義久（1980-）と彫刻家の飯田竜太（1981-）により、2007 年に結成されたアーティストデュオである。これまで Nerhol は、2 名の対話を原点とするその活動において、写真と彫刻、自然と人工、言語と図像など、あらゆる境界を越境するその独自性が高く評価されてきた。 公立美術館で初の大規模な個展となる本展では、Nerhol の作品において重要なキーワードである「移動」をテーマに、2017 年以降の多様な活動を網羅的に紹介し、さらに千葉の土地に存在する歴史と現代を関係付ける最新作を発表する。また、千葉ゆかりの専門家との対話を経て、ワークショップやパフォーマンスを展開し、この場所だけでしか体験できないサイト・スペシフィックな時間と空間を生み出していく。 さや堂ホールも展示会場とする予定。 |
| 入場目標人数 | 10,000 人（招待券配布予定） |
| 観覧料 | 一般 1,200(960)円 大学生 700(560)円 *（）内は前売り、団体 20 人以上の料金 *小・中学生、高校生は無料 |

【企画展 6】（所蔵作品によるテーマ展）

| | |
|--------|--|
| 企画展名 | 千葉県美術館コレクション展 写真と彫刻（仮称） |
| 期 間 | 令和 6 年 9 月 6 日（金）～11 月 4 日（月・祝） 56 日間 休館日：10 月 7 日（月） 休室日：9 月 9 日（月）、9 月 24 日（火）、10 月 21 日（月） |
| 主 催 | 千葉県美術館 |
| 巡 回 先 | なし |
| 内 容 | 同時開催の「Nerhol 展（仮称）」関連企画として、所蔵作品より写真と彫刻を中心に取り上げ、展示する。 ジャンルや美術史などの共通するテーマから、コレクションと Nerhol の作品をより深く読み解く機会となることを目指す。 |
| 入場目標人数 | 10,000 人 |
| 観覧料 | 一般 500(400)円 大学生 400(320)円 *（）内は団体 20 人以上の料金 *小・中学生、高校生は無料 |

【企画展 7】

| | |
|--------|--|
| 企画展名 | ザ・キャビンカンパニー大絵本美術展<童堂賛歌> |
| 期 間 | 令和 6 年 11 月 16 日（土）～令和 7 年 1 月 13 日（月・祝） 50 日間 休館日：12 月 2 日（月）、12 月 29 日（日）～1 月 3 日（金）、1 月 6 日（月） 休室日：12 月 16 日（月） |
| 主 催 | 千葉県美術館 |
| 巡 回 先 | 平塚市美術館、足利市立美術館、大分県立美術館 |
| 内 容 | 大分県の廃校をアトリエにし、日々さまざまな作品を生み出している阿部健太朗と吉岡紗希による二人組の絵本作家/美術家ザ・キャビンカンパニーの過去最大規模の展覧会。二人は、2009 年のユニット結成以来、40 冊以上の絵本を出版。千葉県美術館では、2020 年度に開催した「ブラチスラバ世界絵本原画展」において、日本代表作家の中から同ユニットの作品を特集展示として取り上げ、絵本原画とともにユニークなインスタレーション作品が好評を得た。2023 年に刊行された『がっこうに まにあわない』（あかね書房）は、第 28 回日本絵本賞を受賞し、2023 年秋頃にスロバキア共和国で開催された第 29 回ブラチスラバ世界絵本原画展に参加した。近年は、「新国立劇場ダンス公演 Co. 山田うん” オバケッタ”」舞台美術制作（2021 年）や「NHK おかあさんといっしょ（E テレ）しりたガエルのけけちゃま」キャラクターデザイン/美術制作（2022 年）を担当するなど、絵本以外の分野での活躍もめざましい彼らのエネルギーに満ちた世界を紹介する。 |
| 入場目標人数 | 11,000 人（招待券配布予定） |
| 観覧料 | 一般 1,200(960)円 大学生 700(560)円 *（）内は前売り、団体 20 人以上の料金 *小・中学生、高校生は無料 |

【企画展 8】（市民展）

| | |
|--------|--|
| 企画展名 | 第 56 回千葉市民美術展覧会 |
| 期 間 | 令和 7 年 2 月 22 日（土）～3 月 14 日（金） 20 日間 休館日：3 月 3 日（月） |
| 主 催 | 千葉市美術協会、千葉市文化連盟 共催：千葉県美術館 |
| 内 容 | 市民から公募した作品及び千葉市美術協会会員の作品約 800 点を 7 部門に分けて展示する。 |
| 入場目標人数 | 15,000 人（観覧料無料） |

【企画展 9】（所蔵作品によるテーマ展）

| | |
|--------|--|
| 企画展名 | 千葉県美術館コレクション展 房総ゆかりの美術 生誕 100 年 深沢幸雄展（仮称） |
| 期 間 | 令和 7 年 2 月 22 日（土）～3 月 14 日（金） 20 日間 休館日：3 月 3 日（月） |
| 主 催 | 千葉県美術館 |
| 巡 回 先 | なし |
| 内 容 | 第 56 回千葉市民美術展覧会にあわせ、千葉県美術館の所蔵作品のなかから房総ゆかりの美術を協賛展示する。 |
| 入場目標人数 | 15,000 人（観覧料無料） |

【企画展 10】

| | |
|------|--|
| 企画展名 | [千葉県美術館開館 30 周年記念] ブラチスラバ世界絵本原画展 2024-25（仮称） |
| 期 間 | 令和 7 年 3 月 22 日（土）～5 月 18 日（日） 55 日間 休館日：4 月 7 日（月）、5 月 7 日（水） 休室日：4 月 21 日（月） |

| | |
|--------|---|
| 主 催 | 千葉市美術館 |
| 巡回先 | 足利市立美術館、うらわ美術館（ほか2館が巡回を検討中） |
| 内 容 | スロバキア共和国の首都ブラチスラバで2年ごとに開催される、世界最大規模の絵本原画コンクール「ブラチスラバ世界絵本原画展」（略称 BIB=Biennial of Illustrations Bratislava）を紹介する展覧会。2023年10月から12月にかけて現地で開催される「BIB 2023」（第29回展）に日本代表として参加した、10名の絵本と原画作品を中心に紹介する。加えて、国際審査で選ばれるグランプリをはじめとする各賞受賞作家の中から特に注目を集める作品を取り上げ、日本代表作家とともに、創作の背景やその魅力に迫る。 |
| 入場目標人数 | 1,500人（招待券配布予定）（R6年度分として） |
| 観覧料 | 一般 1,200(960)円 大学生 700(560)円 *（）内は前売り、団体20人以上の料金 *小・中学生、高校生は無料 |

【企画展11】（所蔵作品によるテーマ展）

| | |
|--------|---|
| 企画展名 | [千葉市美術館開館30周年記念] 千葉市美術館のABC（仮称） |
| 期 間 | 令和7年3月22日（土）～5月18日（日） 55日間（うちR6年度該当分 10日間） 休館日：4月7日（月）、5月7日（水） 休室日：4月21日（月） |
| 主 催 | 千葉市美術館 |
| 巡回先 | なし |
| 内 容 | 絵本のイラストレーションをアートへの入り口として紹介するBIB（ブラチスラバ世界絵本原画展）と同時開催であり、開館30周年の年度の始まりの企画となることから、千葉市美術館の自己紹介をテーマとして、アートと美術館を楽しむ入り口となるような展示を試みる。 |
| 入場目標人数 | 1,500人（R6年度分として） |
| 観覧料 | 一般 500(400)円 大学生 400(320)円 *（）内は団体20人以上の料金 *小・中学生、高校生は無料 |

ウ 目標入場者数

| 区 分 | 目標入館者数 |
|--------------|----------|
| 展覧会（常設展・企画展） | 200,000人 |

エ 託児サービスの実施

小さなお子様のいる方にも美術館をゆっくり楽しんでいただけるよう、託児ルームを活用し、託児サービスを実施する。

(3) 教育普及に関すること

ア 展覧会及び美術全般に関する解説・講座・講演会等の実施

(ア) 展覧会場における解説

展覧会ごとに、担当学芸員による解説（ギャラリー・トークなど）を行う。（ボランティアのギャラリー・トークについては ウ「ボランティアの育成・活用」参照。）来館する団体からの要請があった場合にも実施方法を工夫しながら可能な限り対応する。

| テーマ | 内容 | 回数 |
|-------------|--|-------|
| ギャラリー・トークなど | 学芸員又はボランティアが展覧会の見所を分かりやすく解説しながら、来館者とともに展示室を巡る。 | 45回程度 |

(イ) 展覧会及び美術館活動に関連する講座・講演会・イベント等

| テーマ | 内容 | 回数 |
|---------------------------|--|------------------|
| 企画展関連の講演会 | 展覧会の内容に関わる専門の知識を持つ講師を依頼し、講演会を開催する。 | 企画展会期中 1～2回 |
| 市民美術講座 | 千葉市美術館のコレクションや展示の内容をわかりやすく解説する講座を開催する。 | 10回程度 |
| 鑑賞補助ツールの制作と活用 | 企画展に合わせ、主に若年層や美術の知識の少ない来館者を対象として、ワークシートやセルフガイドを制作し活用する。 | 企画展ごとに (3回程度) |
| | 常設展示室で活用するセルフガイドの内容を展示に併せて更新する。 | 随時 |
| イベント・ワークショップ | 外部の専門家に講師を依頼するもの、学芸員が中心となって企画するもの他、館内各所の施設とも連動させつつ開催する。多色摺木版画体験などボランティアの自主的な活動や、登録パートナーによるワークショップも進める。 | 30～40回程度 |
| 夏休みの子ども向け鑑賞プログラム | 子ども同士や子ども連れの家族の来館を鑑賞リーダー（ボランティア）がサポートする。 | 夏休み期間中 6日間程度 |
| 中・高校生向けプログラム | 美術館活動についての理解を深め、美術館を積極的・主体的に活用し支える人材を育成する。 | 1回程度 |
| 講師の派遣等による講座 | 公民館などから美術講座等の依頼があった場合に、学芸員を派遣するなどして対応する。 | 随時 |
| 美術館公式X（旧ツイッター）・インスタグラムの運営 | 広報目的だけでなく、新しいニーズをつかみ、情報発信力を強化するとともに、市民参加型プログラム等教育普及的視点でも活用する。 | 通年 |

イ 学校等との連携事業の実施

| 種別 | 内容 |
|-------------------------------|--|
| 鑑賞教育プログラム「みる・しる・できるびじゅつプログラム」 | 学校等（幼稚園・保育園を含む）からの団体来館者に対して、企画、常設展示室・子どもアトリエ・ワークショップルーム・図書室での活動を組み合わせたプログラムを実施する。複数のプログラムから任意の内容を選択することができるため、学校ごとの学習の進度やニーズに沿った鑑賞教育が可能となる。対象は小学校1年生以上とし、幼稚園・保育園からの受け入れも目指す。 受け入れにあたっては、借上バスによる送迎も継続して行う。自主的な来館にも同様のプログラムで対応。また、希望に応じて休館日に特別鑑賞日を設定する。 |
| 千葉市図工・美術担当等教職員向け研修の実施 | 市教育研究会造形部会と連携し、教職員向けの研修機会を設ける。美術館活動への理解を促し、授業等での活用につなげる。 |
| 美術科教員との連携 | 上記研修などの連携を通して提案・検討されたプログラムがあれば実施する。 |
| 中学生の職場体験学習 | 美術館を職場体験の場として希望する中学生に対応する。将来の美術館サポーターを育てる観点から、美術館の仕事の一部について体験学習を行う。 |

| 種 別 | 内 容 |
|--------------|---|
| 博物館実習 | 大学で博物館学芸員の資格を取得する学生の実習を受け入れる。夏期の1～2週間程度、美術館の仕事についてレクチャーし、作品の扱いや展覧会企画立案などについて実習する。 |
| インターンシップの受入れ | 近隣大学等から依頼があればインターンシップを受け入れる。 |

ウ ボランティアの育成・活用

美術館ボランティア 38 人（令和 6 年 3 月時点）に新たなメンバー 20 人程度（令和 6 年 4 月に登録予定）を加えて活動を引き続き行う。

（ア）千葉県美術館の展覧会・教育普及・広報等の活動をするボランティアの育成

ギャラリー・トークや鑑賞リーダーなどの活動や版画の講座の実施に向けた研修を、7 期メンバー（20 人程度）を加えて行う。

（イ）ボランティアによる展覧会解説、講座、イベント、広報活動等の実施

| 講座等種別 | 内 容 | 回 数 |
|----------------------------------|---|--------|
| ギャラリー・トーク 【再掲】 | 展覧会の見所を分かりやすく解説しながら、来館者とともに展示室で作品を巡る。 | 45 回程度 |
| 鑑賞リーダー | 少人数グループでの鑑賞（作品を前に子どもとのコミュニケーションを重視した対話型トーク）、画材キットの体験、美術館探検など「みる・する・できるびじゅつプログラム」のサポートや、夏休みの子ども向け鑑賞プログラムを行う。 | 40 回程度 |
| ボランティアスタッフ 主導によるワークショップ | コレクション理解促進のため、市民向けのプログラム（多色摺体験立ち寄りワークショップ、木版画の制作体験講座、市民から提供されたプレス機を活用した銅版画のワークショップ等）を、ボランティアスタッフ主導で行う。 | 3～5 回 |
| ボランティアスタッフ によるワークショップ サポート | 企画展や常設展、つくりかけラボ等で実施するワークショップのサポートを行う。 | 3～5 回 |
| ボランティアの自主的 なスキルアップ | 「鑑賞リーダー学習会」、「もくもく会」、「コレクション勉強会」「現代アートを楽しむ会」「銅版画勉強会」など。 | 随時 |

ウ 市民の創造活動の支援に関すること

（ア）「つくりかけラボ」（子どもアトリエの活用）

「コミュニケーションがはじまる」、「五感でたのしむ」、「素材にふれる」、いずれかのテーマに沿った作品作りが可能なアーティストを招聘して行うプロジェクト。滞在制作を一般公開し、ラボの空間に合わせた新作インスタレーションの制作や、オープンワークショップの仕組みの開発、空間のデザインを、ラボを訪れた人々と関わりながら進めていく。

未就学児童や親子連れも気軽に楽しめる内容とし、また、中・高校生等が自主的に来館し美術館を楽しむきっかけをすることで、リピーターを増やし、将来の美術館を支える人材を育てる。

a 実施企画 1

| | |
|------|--------|
| テーマ名 | 素材にふれる |
|------|--------|

| | |
|--------|---|
| 招聘作家 | 荒井恵子（画家） |
| 期間 | 令和6年2月14日（水）～5月26日（日） |
| 内 容 | <p>百種類の墨と手漉きの和紙を素材とし、それらの個性に寄り添うように制作する画家・荒井恵子は船橋を拠点に活動する千葉県在住のアーティストである。</p> <p>令和5年度末に開催の本プロジェクト前半で行なう越前和紙の工房及び漉き手への取材とそれを元にした映像作品の制作、そして越前和紙と古民家から集めた障子によるインスタレーションを核として、令和6年度には、荒井が制作のパートナーと呼ぶ和紙と墨の素材としての魅力を、様々な角度から来場者が体感できるようなプログラムを用意する。</p> |
| 関連事業 | <p>① 公開制作</p> <p>② アーティストワークショップ（会期中1回程度）</p> <p>③ オープンワークショップ（立寄り式、会期中いつでも参加可）</p> <p>④ トークイベント（アーティストとゲストの対談、会期中2回程度）</p> |
| 入場目標人数 | 2,500人（R6年度分として） |

b 実施企画2

| | |
|--------|--|
| テーマ名 | 五感でたのしむ |
| 招聘作家 | 齋藤名穂（建築家・デザイナー） |
| 期間 | 令和6年6月12日（水）～9月29日（日） |
| 内 容 | <p>建築家兼デザイナーである齋藤名穂は、「建築空間を、五感や個人の空間の記憶を頼りにデザインする」をテーマに、建築設計や建築の中での家具のデザインのほか、美術館での展覧会空間設計や教育普及のツールのデザインを多数手掛けている。また、建築の空間や場所を把握するために提案された「さわる地図」は、単なる触地図ではなく、使われている素材や形の触感をだれかと楽しむためのコミュニケーションツールとして展開してきた。</p> <p>今回のプロジェクトでは、齋藤のライフワークである「さわる地図」を発展させるかたちで、千葉市美術館に訪れる人々の、その人それぞれの美術館の1日を共有する空間をつくり、美術館で出会う異なる他者とのコミュニケーションを楽しむ。</p> |
| 関連事業 | <p>①公開制作</p> <p>②アーティストワークショップ（会期中1回程度）</p> <p>③オープンワークショップ（立寄り式、会期中いつでも参加可）</p> <p>④トークイベント（アーティストとゲストの対談、会期中1回程度）</p> |
| 入場目標人数 | 4,000人 |

c 実施企画3

| | |
|------|---|
| テーマ名 | コミュニケーションがはじまる |
| 招聘作家 | 金川晋吾（写真家） |
| 期間 | 令和6年10月12日（土）～令和7年1月26日（日）（予定） |
| 内 容 | <p>金川晋吾は、写真家として活動するかたわら、近年はエッセイや日記など著作も多数発表し、作家としても活躍している。一貫して「人」、とくに家族や親戚をとらえた作品からは、独特な距離感で相手と向き合うコミュニケーションの痕跡が感じ取れる。</p> <p>今回のプロジェクトでは、写真作品にとどまらず、対話や日記などをおしてさまざまなコミュニケーションの実践を試みる。会場で実際に対面して話したり、日記を書いて公開したりすることで、ふだんのコミュニケーションでは隠れてしまいがちな部分にも積極的に焦点をあてる。</p> |

| | |
|--------|--|
| | また、当館では、金川の写真作品を所蔵している。つくりかけラボでははじめての所蔵作家の参加となるため、コレクションも関連づけた内容に発展させられるよう企画を進める。 |
| 関連事業 | ① 公開制作 ② アーティストワークショップ（会期中5回程度） ③ オープンワークショップ（立寄り式、会期中いつでも参加可） ④ トークイベント（アーティストとゲストの対談、会期中2回程度） |
| 入場目標人数 | 4,000人 |

d 実施企画4

| | |
|--------|---|
| テーマ名 | 五感でたのしむ |
| 招聘作家 | 井上尚子（アーティスト） |
| 期間 | 令和7年2月12日（水）～6月上旬（予定） |
| 内 容 | “匂いと記憶”のアーティスト、井上尚子を迎え、五感を刺激する空間作品（インスタレーション）を制作する。井上はこれまで、環境、文化、歴史を匂いから楽しむ「くんくんウォーク」を日本全国で開催。本プロジェクトでは、来場者とともに匂いと記憶の関係を探ることで、美術館に集う人々や千葉というまちのこれまでをたどり、今を見つめ、これからをおもう機会としたい。 |
| 関連事業 | ① 公開制作 ② アーティストワークショップ（会期中1回程度） ③ オープンワークショップ（立寄り式、会期中いつでも参加可） ④ トークイベント（アーティストとゲストの対談、会期中1回程度） |
| 入場目標人数 | 2,500人（令和6年度分として） |

(イ) 「みんなでつくるスタジオ」（ワークショップルームの活用／市民との協働事業の推進）

企画展・常設展に関連するワークショップをはじめ、親子向けのワークショップ・イベント、パフォーマンスなど、多様なニーズに対応できるスタジオとして広く活用していく。つくりかけラボと連動するイベントや「みる・しる・できるびじゅつプログラム」などの学校連携プログラムを実施していくとともに、登録パートナー制度を通して、市内外の個人や団体と協働しながら、幅広い年齢層の市民が参加できる文化体験を提供する。地域のクリエイティブな人材を発掘し、より開かれた市民活動へとつなげていく。

また、貸出施設として活用していく。

a 実施企画

| 講座等種別 | 回数等 | 予定参加人数 |
|--------------------------|---------------|--------|
| 企画展関連イベント・ワークショップ | 企画展ごとに会期中1回程度 | 160人 |
| コレクション理解のためのイベント・ワークショップ | 2～3回程度 | 200人 |
| 子ども・親子向けのイベント・ワークショップ | 5～6回 | 50～60人 |
| その他のイベント・ワークショップ | 1～2回程度 | 20人 |
| 鑑賞教育プログラムの実施 | 20団体程度 | 1,000人 |
| 「つくりかけラボ」関連イベント・ワークショップ | 1～3回程度 | 20～60人 |
| ボランティアスタッフによるワークショップ | 2～3回程度 | 230人 |
| 中・高校生向けプログラム | 1回程度 | 15人 |

| 講座等種別 | 回数等 | 予定参加人数 |
|--------------------------|---------------------------|-----------|
| 中学生の職場体験学習の実施 | 4 回程度 | 10～20 人程度 |
| 登録ワークショップパートナーによるワークショップ | 14～20 回程度 登録数は 6～8 組程度 | 200～300 人 |
| アウトリーチプログラム | 1 件 | 120 人程度 |

※種別は重複することがある。

オ 図書室（4階及び10階）管理運営に関する業務

（ア）「びじゅつライブラリー」（4階図書室の活用）

美術を中心に多様な図書約 4,500 冊を常時開架し、幅広い来館者の利用に応える。子ども向け・若年層向けの選書を強化し、展示室や他の諸室とも連動したイベントの開催により、美術情報の発信・交流基地として地域の文化的環境づくりに貢献する。また、来館者自らが学ぶ教育普及の場としての活用を進め、「美術のある生活」を創出する新しい空間とする。

a 実施企画

| 講座等種別 | 内容 | 回数等 |
|------------------|---|-----------------------------|
| 選書・特集コーナーの設置 | 展示内容とも関連づけて設置する。びじゅつライブラリー担当スタッフや展示担当学芸員のほか、学芸員実習や職場体験の参加者にも依頼し、幅広い視点からの選書を紹介する。千葉に関する資料や情報の紹介にも力を入れる。 | 通年 (随時入れ替え) |
| 書籍や資料等による展示企画の実施 | 展示内容とも関連づけた書籍や資料等による展示企画を実施する。千葉に関する資料の展示も行う。また、イベント等の成果展示も行う。 | 通年 (随時展示替え) |
| イベント | 展示や美術図書資料と関連づけたライブラリー独自のアートイベントを開催する。 本にまつわるワークショップ、本について語るワークショップ、作家によるトーク、アーティストと作家による対談、アーティストによる選書などを予定。 | 5 回程度 (うち外部への選書依頼 2 回程度) |
| 鑑賞教育プログラムの実施 | 「みる・しる・できるびじゅつプログラム」における「美術館探検隊」の活動場所として、学校側のニーズに沿って小・中学生の受け入れを行う。 | 10 回程度 |

b 図書の選定、購入

特に本年度、次年度予定される展覧会企画に関連する図書を選定、購入する。重要な美術雑誌は継続して購入する。

c 図書の登録、配架

新規に購入又は献本された図書は、データベースに登録し、ラベルシールを貼って配架する。

d 利用者への対応

図書室には非常勤職員が常駐し、図書の案内のほか、利用者の要望や質問に、誠意を持って対応する。

e 現品確認

適宜範囲を決めて、整理、確認を行うこととする。

f 良好な環境の保持

閲覧者が快適に図書室で過ごせるように、適当な室温を保ち、騒音のないように注意する。

(イ) 10階美術専門図書室

専門的な調査・研究を目的とした来館者に対応し、専門図書、貴重書の閲覧の場所として運営していく。

カ 地域との連携による事業

(※旧事業名 「地域との連携によるアウトリーチプログラム等」)

| 種別 | 内容 |
|----------------------------------|---|
| 千葉アートネットワーク・プロジェクト (通称 WiCAN) | 市民の芸術文化育成・地域活性化を目的とし、千葉大学や地域NPOと連携、市内外の芸術家を核に据えて展示やアートイベント等を実施する。地域で活動するアートに関心のある人々の交流を促し、協働のきっかけとする。 |
| 近隣大学との連携 | 近隣大学の授業の中で、美術館を活用してもらう。 |
| 県内の美術館・博物館との連携 | 千葉市美術館は、千葉県博物館協会、近隣美術館会議などにおいても先導的な役割を果たしている。今後も一層県内の美術館、博物館との連携を強化し、企画や事業に生かす。 |

(4) 調査研究に関すること

調査研究の成果について、研究紀要等をはじめとする出版物等により公表し、市民へ情報サービスとして提供していく。また、学芸員が自主的・主体的に調査・研究ができる体制づくりを進める。

ア テーマ

この指定管理期間（5年間）に取り組んでいるテーマは次表のとおりである。

| テーマ | 概要 |
|------------------------|---|
| 浮世絵版画の色材に関する研究 | 浮世絵版画に使われた紙や色材について、非破壊で科学的に分析し、これを特定するデータを収集する。これらのデータを通して、商品としての浮世絵版画と絵師の関係を考察し、改めて浮世絵の歴史と結びつけながら、美しさのために何が行われたのかを具体的に考えていく。 |
| 亜欧堂田善の研究 | 江戸時代後期に活躍した洋風画家である亜欧堂田善（1748-1822）について、調査・研究を行う。令和4年度は研究成果を「亜欧堂田善展」で公開し図録に反映した。令和6年度は展覧会開催によって出現した新出の資料や、会期中に行った蛍光X線による色材の調査結果について検討を進める。 |
| コレクション（現代美術）のデジタルアーカイブ | コレクション作品（現代美術）及び関連する写真、印刷物等資料と、作家、関係者へのインタビュー調査のデジタルアーカイブを構築する。映像では、英語字幕を付した編集を検討し、多言語でのコレクション作品理解の普及に活用していく。 |

| テーマ | 概要 |
|---------------|--|
| ボランティアスタッフの育成 | 近年、美術館ボランティアスタッフの中から出てくるアイデアや活動が減少傾向にある。自ら企画立案し、周囲を巻き込みながら活動を実らせていくといった、主体的に活動できるボランティアを育成するために、美術館はどのような働きかけができるのか探る。 |
| 市民との協働 | 登録パートナー制度を引き続き推進し、市民と美術館の協働を進めていくにあたり、制度への関心を幅広い世代の市民にアピールするための手法を考える。 |

イ 図録、研究紀要の発行

- (ア) 企画展ごとに図録を発行する。
- (イ) 研究紀要『採蓮 第27号』を発行する。

(5) 「千葉市美術館友の会」の運営事業

会員向けの特典やイベントの実施を通じて美術館のブランド・コミュニティの育成を図り、美術を愛する人々にさらに親しまれる美術館づくりを推進していく。

ア 会員区分と特典

- (ア) 一般会員（ちばしばびフレンズ）

誰でも入会できる。

- (イ) ライト会員（ちばしばびフレンズ・ライト）

39歳以下の方を対象とし、気になる展覧会やイベントだけはチェックしたいライトユーザー向けの会員制度である。

- (ウ) 会費及び特典

| | 一般会員 | ライト会員 |
|--------------|----------------------------|-------------------------|
| 対象年齢 | 全世代 | 39歳以下 |
| 会費 | 入会金 1,000 円 年会費 2,000 円 | 入会金 500 円 年会費 1000 円 |
| 企画展観覧料 | 無料 | 年 2 回無料 |
| 企画展招待券プレゼント | 展覧会ごとに 1 枚 | — |
| 常設展観覧料 | 無料 | 無料 |
| 当館刊行の展覧会図録割引 | 10% | 10% |
| お知らせの送付 | チラシ、ニュースの送付 | — |
| 提携館割引 | あり | — |
| 会員限定イベント | ※応募者多数の際は抽選 | ※応募者多数の際は抽選 |

イ 友の会イベント

| イベント | 内容 | 回数等 |
|----------|---|-------|
| 友の会バスツアー | 美術関連の様々なテーマを設定して、バスツアーを企画実施し、職員と会員や会員同士の交流を深める。 | 1 回 |
| 友の会特別鑑賞会 | 職員と会員や会員同士の交流を深めるために、特別な鑑賞会等を実施する。 | 2～3 回 |

(6) アンテナショップの運営に関すること

美術関係の図書や物品の販売を通して、美術の普及に寄与し、美術館を楽しむ役割を担う。

1 階アンテナショップ

アート関連グッズや書籍の他、地域に関連するアーティストの制作による小物や物産などを中心とした品揃えとし、地域の文化・経済振興に貢献する。市民が入店し易く気軽にアート小物を購入できるようなショップとする。

4 施設使用許可業務

市民ギャラリー、さや堂ホール、講堂、講座室、市民アトリエ、ワークショップルームについて、団体等へ貸出しを行うとともに、附属設備を貸し出す。

また、さや堂ホールは、貸しホールとして活用の他、企画展の関連イベント等でも積極的な活用を図る。

(1) 審査基準

条例・規則等の定め及び「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」に基づき、申請により求められた利用に対して許可の適否を判断するために、「千葉市美術館施設使用許可審査等に関する制定事項」を定める。なお、審査基準は申請窓口にて備え付け、透明性を高める。

(2) 使用許可申請の受付

条例・規則、「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」、「千葉市美術館施設使用許可審査等に関する制定事項」及び「千葉市美術館施設利用受付要領」に基づき、施設利用の受付及び使用許可を行う。

原則として使用する月の6ヶ月前の初日から受け付ける。

(6ヶ月前の初日から7日までに複数の申請があった場合は、抽選により申請者を決定する。)

市民ギャラリーは、使用許可申請の事前に仮申請を必須とし、4月から9月までの利用を希望する場合は前年度の9月30日まで、10月から3月までの利用を希望する場合は前年度の3月31日までに仮申請を受け付ける。

(3) 利用日の調整

利用希望日が重なった場合、パソコンによる抽選を行う。

ただし、市民ギャラリーについては、事前に第3希望まで利用希望日を募り、利用希望日が重なった場合は、申込者と個別に調整する。調整が整わないときは、パソコンによる抽選を行う。

なお、パソコンによる抽選について、その旨をホームページに記載し、市民に周知する。

(4) 施設稼働率

施設全体で稼働率48%を目標とする。

(5) 施設稼働率の目標達成のための方策

施設案内リーフレットを制作し、配布するとともに、ホームページで公開する。また、利用料金の割引による稼働率の増加について検討する。

(6) 施設案内

ア 施設案内リーフレットを制作し、配布する。

イ 来館者、見学者、電話による各種問い合わせ等に誠実かついねいに対応する。

ウ 利用のための手続きの流れ等をホームページで公開し、利用者の利便性を高め、市民サービスの向上に努める。

5 特別利用許可業務

美術館に保管されている美術品等について、熟覧、模写、模造、撮影又は写真原版の貸出を行う。

(1) 審査基準

条例・規則等の定め及び「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」に基づき、申請により求められた利用に対して許可の適否を判断するために、「千葉市美術館特別利用許可審査等に関する制定事項」を定める。

(2) 使用許可申請の受付

条例・規則、「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」、「千葉市美術館特別利用許可審査等に関する制定事項」に基づき、特別利用の受付及び特別利用許可等を行う。

6 施設維持管理業務

来館者の安全を確保するとともに、衛生的で快適な使用に供するため、保守管理業務、環境維持管理業務、保安警備業務及び駐車場管理業務等を「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」に基づき、実施する。なお、この業務のうち、保守管理業務、環境維持管理業務（廃棄物の処理に関する業務を除く）、保安警備業務、駐車場管理業務及び総合受付業務を一体とし、「千葉市美術館総合維持管理業務」として再委託により実施する。

(1) 実施体制（清掃業務、廃棄物の処理に関する業務及び植栽等保全業務を除く）

ア 人員配置

(ア) 責任者

業務の進捗及び良好な建物環境の維持、従事者の安全確保、労務管理等を行うため、すべての業務を統括する業務責任者を置く。業務責任者は、財団からの指示、協議の窓口となり、他の従事者を指揮し、指示事項等の速やかな履行を図る。

また、業務責任者を補佐し、業務責任者が不在の時は、この任を代務する業務副責任者を置く。

(イ) 配置人員

| 業 務 | 区 分 | 業務時間と配置人員 | | | | |
|----------|--------------|-------------|-------------|------------|-------------|----|
| | | 昼 間 | | 夜 間 | | |
| | | 時 間 | 人 員 | 時 間 | 人 員 | |
| 機械設備運転管理 | 開館日 | 9:00～18:00 | 3人 | 18:00～9:00 | 1人 | |
| | 休館日※ 年末年始 | 9:00～18:00 | 2人 | 18:00～9:00 | 1人 | |
| 警備 | 建物管理 | 通 年 | 9:00～18:00 | 2人 | 18:00～9:00 | 2人 |
| | | 開館日 | 9:30～18:30 | 2人 | 18:30～21:00 | 1人 |
| | 駐車場管理 | 開館日（金・土） | 9:30～18:30 | 2人 | — | — |
| | | | 11:30～20:30 | 1人 | 20:30～21:30 | 1人 |
| 総合受付（1階） | 開館日 | 10:00～18:00 | 2人 | — | — | |
| | 開館日（金・土） | 10:00～20:00 | 2人 | — | — | |

※電気点検のための停電日を除く。

※駐車場管理の夜間配置については、貸出施設の夜間利用があり、利用者が駐車場の利用を希望した日に限る。（ただし、利用日から起算し1か月より前に、施設使用許可を取得している場合のみ。）

(ウ) 資格

次の資格を有する者を配置する。

- ・ 建築物環境衛生管理技術者
- ・ 第3種電気主任技術者
- ・ 第一種（又は第二種）電気工事士（2人以上）
- ・ 消防設備士又は消防設備点検資格者（2人以上）
- ・ 乙種第四類危険物取扱者
- ・ 防災センター要員講習修了者又は自衛消防業務講習修了者

イ 遠方監視管理

中央監視装置と互換性があり接続可能な遠隔装置（管理センター）に監視状況を伝送することにより、1年を通じて24時間の監視を実施する。

ウ 関係法令の遵守

業務履行にあたって、建物内外の安全及び設備機器の安全並びに衛生環境維持のために定められた次の関係法令を遵守し、業務を円滑に遂行する。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ・ 電気事業法 | ・ ガス事業法 |
| ・ 高圧ガス保安法 | ・ 消防法 |
| ・ 建築基準法 | ・ 大気汚染防止法 |
| ・ 水質汚濁防止法 | ・ 労働基準法 |
| ・ 労働安全衛生法 | ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| ・ ボイラー及び圧力容器安全規則 | ・ 水道法 |
| ・ ビル管理法 | |
| ・ その他業務遂行に必要な関係諸法、規則、要領、要綱等 | |

エ 安全管理

安全快適な建物機能を維持することを目的として、災害防止関係法令の定めにより必要な措置を講じて労働災害及び建物内事故の防止に努める。

業務責任者は、災害を未然に防止するための責任者を定め、定期的に業務対象範囲の整理整頓の状況を把握するため使用機器、通路、設備補修機器、清掃用具等の点検を行うとともに従事者の服装を確認する。

オ 業務計画及び業務報告

再委託業者に次の事項について記載し業務計画書を提出させ、業務計画を把握するとともに、毎週の業務終了後、速やかに業務報告書を作成し、発注者に提出させ、業務の進捗、完了を管理する。

- a 業務方針及び業務の概要に関すること
- b 業務の履行方法に関すること
- c 業務工程に関すること
- d 社内（現場）組織に関すること
- e 従事者選任届
- f 資格証の写し
- g 緊急時連絡体制に関すること
- h 安全管理に関すること
- i 勤務体制、労務管理に関すること

j 備品一覧表

k 各種報告書様式

(2) 保守管理業務

ア 建築物の保守管理

建築物及び敷地内の安全管理並びに機能、環境及び美観の維持に努めるとともに、関係法令等を遵守し、適切に行う。

施設の長寿命化のための予防保全策を基本とし、物理的劣化等による事故等の予防だけでなく、施設の機能及び性能を最大限生かせるようにする。

日常的に巡回点検を行うとともに計画的に保守点検を行い、施設を良好な状態に維持し、かつ美観の維持に努めるとともに、日報を作成し、項目ごとに毎日1回～週1回の点検業務を行う。

異常を発見した場合は、利用者の安全確保策を最優先に講じる。部材劣化・破損等が発見した場合、二次被害防止策を講じた後、市に報告するとともに迅速に調整・修繕等を行い適正な状態に回復させる。

イ 建築設備の保守管理

施設利用者が快適に施設を利用できるよう良質な環境を提供するため、建築基準法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）、電気事業法、労働安全衛生法等各種関係法令及び「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」を遵守し、設備の機能を適切に維持・管理・運用する。業務にあたっては、確実性、安全性及び経済性に配慮するとともに、正常に機能しないことが明らかになった場合は再委託業者と的確に連携しながら、修繕等により速やかに対処するとともに、適宜、市へ報告する。

(ア) 機械設備運転管理業務

- a 中央監視制御設備の運転監視
- b 空調設備の操作及び温湿度管理
- c 電気設備の運転監視
- d 熱源設備機器の運転監視
- e 給排水衛生設備の運転監視
- f エレベーターの操作及び監視
- g 自家用電気工作物の運転監視並びに工事、維持及び運用に関する保安監督
- h 消防用設備機器の状態監視
- i 受変電設備及び非常用発電設備の操作並びに監視
- j 上水・中水等設備の操作及び監視
- k 停電時及び復電時の負荷設備の機器操作
- l 週報及び月報等の作成並びに整理
- m 設備の故障、地震緊急時の対応

(イ) 維持管理業務

- a 中央監視制御設備の巡視点検
- b 空調設備の巡視点検及び消耗品の交換
- c 電気設備の巡視点検及び消耗品の交換

- d 給排水衛生設備の巡視点検及び消耗品の交換
- e 消防用設備の巡視点検及び消耗品の交換
- f 環境衛生管理項目の巡視点検
- g その他建物に付帯する設備等の巡視点検及び軽微な修繕
- h 発注者が別途発注する修繕並びに改修工事等の立会い及び官公庁による検査の立会い
- i その他業務上必要な作業
- j 設備の維持管理（日常巡視点検、月次及び年次点検、消耗品・油脂類の補充、軽微な修繕、機器等の清掃、機器台帳の作成・経過記録）
- k 設備の電圧・電流等の運転情報の記録及び報告
- l 熱源機器類の消耗品の交換
- m 設備が故障した場合の措置及び報告並びに対応方策の提案

(ウ) 建築設備の保守管理の業務（機械設備運転管理業務）の管理のため、施設維持管理業務の責任者は、この機械設備運転管理業務の責任者を配置する。この責任者は建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者とする。

(エ) 施設に常駐する第三種電気主任技術者免状以上の有資格者を電気主任技術者として選任し、電気事業法に基づく経済産業省への届出を行う。

(オ) 中央監視室（防災センター）に常駐する管理員は、防災センター要員講習修了者又は自衛消防業務講習修了者とする。

ウ 特殊建築物及び建築設備等定期点検

建築基準法第12条第2項に基づく点検及び建築基準法第12条第4項に基づく点検（昇降機を除く建築設備）を実施する。

エ 備品の保守管理

(ア) 備品の管理

施設における活動に支障をきたさないよう、千葉市から貸与されている備品の管理を行うとともに、貸与備品の耐用年数等による入替えにあたっては千葉市と協議する。

(イ) 備品台帳の作成・管理

備品の管理にあたっては、備品台帳を作成する。備品台帳に記載する事項は、品名、規格、金額（単価）、数量、購入年月日、耐用年数等とする。

千葉市からの貸与備品については、市より提供された備品台帳で管理を行う。

(3) 環境維持管理業務

ア 清掃業務

施設（外溝敷地含む）の快適な環境及び美観を保つため、適切に清掃を行う。

床、壁、扉、ガラス、鏡、什器・備品、照明器具、吹出し口及び吸込み口、衛生機器等について、日常清掃、定期清掃を組合せ、ごみ、ほこり、汚れ等がない状態を維持する。

貸出諸室の清掃時間、清掃頻度などは、施設利用者の妨げとならないように実施する。使用前後において汚れ等が生じた場合等において、必要に応じて清掃を実施する。

展示室の清掃については、監視員をつけて清掃作業時に美術品を誤って傷めないよう監督をする。

なお、この業務は再委託により実施する。

(ア) 実施体制

a 業務責任者

業務の進捗並びに施設の快適な環境及び美観の維持、従事者の安全確保、労務管理等を行うため、清掃業務を統括する業務責任者を置く。業務責任者は、実務経験6年以上有する者とし、財団からの指示、協議の窓口となり、他の従事者を指揮し、指示事項等の速やかな履行を図る。

c 業務計画及び業務報告

再委託業者に清掃業務に関する業務計画書を提出させ、業務計画を把握するとともに、毎日の業務終了後、翌日までに作業日報を再委託業者に提出させ、業務の進捗、完了を管理する

イ 環境衛生管理業務

空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するため、建築物衛生法に規定される「建築物環境衛生管理基準」に従って千葉市美術館の維持管理を行う。その他関連法令（ビル管理法及び労働安全衛生法、水道法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等）を遵守して実施する。

(ア) 給排水衛生設備（受水槽、高架水槽、汚水雑排水槽）

(イ) 空気環境測定

(ウ) 害虫生息調査

(エ) 廃棄物の処理

関係法令及び「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」を遵守し、廃棄物の処理、再資源化に取り組む。事業系廃棄物減量計画書を作成し、徹底した分別、可能な限りの再資源化を行う。一般廃棄物、産業廃棄物ともに、許可業者に処分を委託し、マニフェスト等により最終処分先を確認する。

(オ) 館内の燻蒸処理

収蔵品・展示品を適切に保護・保存・展示するため、展示室（7・8階及び5階）において、害虫・カビの発生についての検査及び対策を講じる。「千葉市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る指針」を遵守のうえ、実施する。

なお、この業務は再委託により実施する。

ウ 施設保全業務（建築設備等定期点検）

施設を安全かつ安心して利用できるように施設の保全及び施設の破損等の予防に努める。また、建築物、設備、備品等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告をする。

(ア) 空調設備点検業務

(イ) 消防設備点検業務

(ウ) 受変電設備他点検業務

(エ) 機械式駐車装置設備点検業務

(オ) 照明制御装置等設備点検業務

(カ) 監視カメラ設備点検業務

(キ) 音響設備点検業務

(ク) 防犯設備点検業務

(ケ) 自動ドア設備点検業務

(コ) シャッター点検業務

(サ) 昇降機管理業務

エ 修繕

「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」に基づき、費用の見込みが1件60万円未満の修繕（小規模修繕）について指定管理者の負担においてできるだけ速やかに実施し、美術館の施設設備を常に良好な状態に保つよう努める。

1件60万円以上のものは、千葉市に通知し修繕の要請を行う。可能な応急措置をするなど事故がないように安全を確保するとともに、利用の支障を最小限にとどめるよう努める。また、修繕が行われるまでの間の措置について、市と協議する。

オ 植栽等保全業務

施設的美観を損なわないように適切に管理する。「千葉市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る指針」を遵守のうえ、実施する。

(3) 保安警備業務

利用者及び職員等が安全かつ円滑・快適に建物等を利用できるよう、また所蔵品を良好な状態で確実に保管できるよう、警備業法に基づく教育が修了した警備員の駐在、巡回等により、24時間警備体制を敷く。異常を感知したら速やかに現場に急行し、火災、盗難等による被害の拡大を防止し、事故等異常事態を認知した段階で速やかに関係各所に通報、連絡を行う。

ア 警備員の常駐

警備員を、1年を通じて24時間1人以上千葉市美術館に常駐させ、出入者の受付、監視カメラによる建物等の全般の監視、所定箇所の開錠、鍵の授受・保管・記録等を行う。

イ 警備員の巡回

1日4回（9時、14時、16時、18時）、建物内外を所定の経路で巡回し、不審者、不審物の発見・処置・報告、各室の火気・施錠の点検、施設機器の異常の発見・処置・報告その他施設及び敷地内の諸規則の違反の発見・措置・報告を行う。なお、巡回中は、無線機を常時携帯し警備員室と連絡を取り合う。

ウ 機械警備

警備員室において、端末感知器（開閉感知器、感熱感知器等）の監視を行う。

侵入、火災等の異常信号は通信回線（万一切断された場合でも異常通報ができる断線監視サービス機能が付加されているもの）を通じて警備会社の集中監視センターで受信され、そこで侵入、火災等の信号を自動的に識別される体制を敷く。

(4) 駐車場管理業務

利用者等が安全かつ円滑・快適に駐車場を利用できるよう、警備員により次の業務を行う。

ア 入出庫車両の誘導、不法入場車の排除、入出庫口のシャッターの開閉

イ 機械式駐車場の機械操作

ウ 駐車場内の安全・防犯・防火対策（施設及び備品の破損防止策を含む）

エ 作品の搬入・搬出及び土日祝日など、来館者が集中して多い場合を考慮し、多くの来館者が安全に駐車することができるよう駐車場利用者を把握し、適宜駐車整理を行う。

なお、この業務は再委託により実施する。

(5) 総合受付業務

来館者の利便性を高めるため、1階に総合受付を設置し、開催中の展覧会をはじめ、各施設やイベント等の案内を行う。

なお、この業務は再委託により実施する。

7 利用者サービスの向上

(1) 館内サイン、展覧会キャプション等の多言語化への取組み

日本語ばかりでなく、外国からの来館者に美術品を理解してもらうために、館内サインの他、展覧会でのパネルやキャプションの多言語化も積極的に実施する。

(2) 利用者の利便性向上

キャッシュレス決済を継続するとともに、館内 Wi-Fi の有効な活用など、来館者のニーズに沿ったサービスを進めていく。

また、小さなお子様のいる方にも美術館をゆっくり楽しんでいただけるよう、託児ルームを活用した、託児サービスを引き続き実施する。

8 事業評価業務

(1) 利用者アンケート

ア 展覧会入場者アンケート

(ア) 来館者アンケート

主な展示フロアでアンケートを実施する。設問は、来館日、性別、年齢(～才代)、職業、住所(市まで)、来館のきっかけ、来館の目的、来館の交通手段、来館回数、展覧会の評価、その他感想等とする。

アンケートは可能な限り当日中に担当学芸員と広報担当職員が目を通し、改善できるところはすぐ反映する。集計結果については、各展覧会終了後の翌々月の月次報告書に記載する。

また、講座などイベントに関しても随時個別のアンケートを実施し、今後の運営に活かす。

(イ) ホームページによる意見・要望の収集

来館前後や遠方からの意見や要望を伺うため、ホームページ問い合わせフォームを設置し、メールにて対応する。

イ 施設利用者アンケート

(ア) 市民ギャラリー、さや堂ホール、ワークショップルーム

施設利用報告書にアンケート欄を設け、利用回数、利用のきっかけ、利用方法の説明は十分であったか、今後の利用希望、その他意見について書いてもらい、記載された内容についての改善策の検討を行う。集計結果については、3月の月次報告書に記載する。

(イ) 講堂、講座室、市民アトリエ

施設利用に関するアンケート用紙を作成し、利用者に配布する。記載された内容についての改善策の検討を行う。集計結果については、3月の月次報告書に記載する。

(2) 外部の評価・意見の聴取等

美術館における展覧会事業、教育普及事業及び地域連携事業の実施に関し、利用者、地域住民及び関係者等の意見を聴取するため、「美術館ふれあい会議」を開催する。

9 自主事業

市民芸術文化の拠点としての美術館の設置目的を果たすにあたって、指定管理受託事業を補完するための自主事業の企画は、極めて重要であり、美術などの芸術文化に親んでもらうため、講師派遣や多様なイベント等を実施する。

(1) 講師派遣

市民・団体・大学等からの依頼に応じて、当館学芸員を展覧会や所蔵品にかかわる美術講座の講師として派遣する。

(2) オリジナルグッズの制作

グッズの差別化を図り、当館ならではの商品開発を行う。

(3) イベントの開催

普段美術に関心がない人でも展覧会を訪れるきっかけを提供し、美術館の認知度・利用率の向上につながるイベントを開催する。

| イベント名 | 内容 | 回数 |
|---------------|---|------|
| さや堂にぎわいプロジェクト | 千葉交響楽団コンサート、「美術館で縁日気分」、陶器市などのイベント・プログラム等を実施し、地域の賑わいを創出する。 | 3回程度 |
| 新春の獅子舞 | 獅子舞による展覧会オープニングセレモニー。年始の恒例行事として実施する。 | 1回 |

(4) スポンサーシップ制度の実施

法人・個人を問わず、美術館及び芸術の発展を支援したい方に、スポンサーとして参加できるスポンサーシップ制度の拡充に努める。支援者に対しては、美術館内でのスポンサー名掲出や、講演会・イベント等への優先参加などを行い、美術を愛する方々の輪を広げていく。

(5) 地域との連携

市や千葉市観光協会、千葉商工会議所、千葉銀座商店街他、地域団体等が実施する事業に参加し、地域との連携によって美術館・地域双方の活性化に寄与し、来館者の増加などでも相乗効果が上がるように取り組んでいく。

10 その他

(1) 千葉市との連携

千葉市美術館開館30周年を迎える令和7年度に向けて、記念事業の企画・調査研究・準備を進めてゆく。

千葉開府900年記念事業など、千葉市の新たな文化プログラムの会場となる場合には、企画のための調査研究に協力してゆく。

(2) レストラン事業者との連携

来館者の憩いの場として、市が設置しているレストラン（11階）、カフェ（1階）及びバル（地下1階）事業者と連携し、営業面、広報面での協力を図っていく。レストラン等との連携した企画により美術館の付加価値を高め、様々な手法で美術館の広報活動にもつなげていく。具体的には、展覧会にあわせたメニュー開発、展覧会入場券とのセットメニューなどを引き続き継続し、企画展覧会関連イベント時にカフェ及びバルを利用したイベントを実施する。

第3 千葉市民ギャラリー・いなげ事業計画

1 事業活動方針

市民が世代やジャンルを超えて美術や文化に親しみ交流できる「場」を目指し、地域商店街や各教育機関と連携した展覧会、講習会及びイベント等の企画・運営など、地域アート・文化の拠点としての事業を展開する。

2 基本的事項

(1) 使用時間及び休館日

ア 使用時間

| 施設の区分 | 使用時間 |
|------------------|--------------|
| 展示室 | 午前9時～午後5時15分 |
| 制作室 | 午前9時～午後9時 |
| 旧神谷伝兵衛稲毛別荘（公開時間） | 午前9時～午後5時15分 |

イ 休館日

(ア) 月曜日（ただし月曜日が祝日法の休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(イ) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(2) 利用料金

ア 利用料金の設定

(ア) 展示室

| 区分 | 単位 | 金額 |
|-------|-------|--------|
| 第1展示室 | 1日につき | 1,620円 |
| 第2展示室 | | 1,100円 |
| 第3展示室 | | 1,100円 |

(イ) 制作室

| 区分 | 9:00～13:00 | 13:00～17:00 | 17:00～21:00 |
|-------|------------|-------------|-------------|
| 第1制作室 | 520円 | 520円 | 520円 |
| 第2制作室 | 810円 | 810円 | 810円 |
| 第3制作室 | 520円 | 520円 | 520円 |

イ 利用料金の減免

(ア) 免除

1 観覧利用料金（企画展及び常設展）

次の各号に該当する場合で、企画展を観覧するときは、利用料金を全額免除します。

- (1) 小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の児童・生徒が観覧する場合並びに教育活動の一環としてこれらの児童・生徒を引率する教職員が観覧する場合
- (2) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して常設展示の美術品等を観覧する場合及びその介護者（1人まで。事情により2人以上必要な場合はその必要な人数まで。）

- ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳
 - ウ 療育手帳制度について(昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)にいう療育手帳
 - エ 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条に規定する戦傷病者手帳
 - オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 107 号)第 2 条に規定する被爆者健康手帳
- (3) 千葉市民の日に観覧する者
 - (4) 公益財団法人日本博物館協会の会員証を提示した者及びその同伴者(1 人まで)
 - (5) 前四号の他に所長が必要と認めたもの

(イ) 減額

- 1 観覧利用料金(2 割引き)
次の各号に該当する場合は、利用料金を 2 割減額します。
 - (1) 30 人以上の団体に観覧する者
 - (2) 千葉市内に住所を有する満 65 歳以上の者
- 2 施設利用料金(5 割引き)
 - (1) 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人が主催し、営利を目的としない文化活動等のために貸出施設を使用する場合。
 - (2) 前号の他に所長が必要と認めたもの

(3) 個人情報保護

ア 実施

「国の定めた「個人情報の保護に関する法律」、 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」並びに千葉市の定めた「千葉市個人情報の保護に関する法律施行条例」「千葉市個人情報の保護に関する法律施行細則」を遵守して管理を行う。

イ 個人情報保護責任者

所長とする。

(4) 情報公開

公の施設の指定管理者として、情報公開に積極的に取り組む。「千葉市生涯学習センター、千葉市公民館、千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ指定管理者情報公開要綱」に基づき、市政情報室への情報提供等を行うとともに、情報開示請求があったときは適切に対応する。

(5) 文書・記録の保管

本施設の管理に関して作成・取得した文書等については「公益財団法人千葉市教育振興財団文書取扱規程」を遵守し、適正に管理する。

(6) 危機管理

ア 対応マニュアル

千葉市美術館危機管理(緊急対応)マニュアルに基づき、利用者等に被害が及ぶおそれがある様々な危機を予防し、また、発生した場合に被害の軽減及び人命の安全を図る。

イ 消防計画

令和 2 年 10 月に策定した「消防計画書」に基づき実施する。

ウ 防災訓練

避難訓練(火災の発生を想定)を年 1 回実施する。

(7) 広報

ア 印刷物の発行

施設及び事業内容周知のために以下の印刷物を来館者はじめ各公共機関、学校、商店街等に配布する。

(ア) リーフレット

- ・「千葉市民ギャラリー・いなげ」利用案内
- ・「旧神谷伝兵衛稲毛別荘」利用案内
- ・企画展・イベント情報
- ・周辺散策マップ

(イ) 広報資料

- ・「海気通信」(別荘の特徴と魅力、稲毛の歴史・文化に関する情報を発信)

(ウ) 学習資料

- ・「べっそうのネコより」(小学校3年生向け)

イ ホームページの充実

ホームページの内容を充実させ、ユーチューブ、X(旧Twitter)での発信を行い、市民の声を事業改善に反映できるように努める。

(8) 再委託業務

ア 清掃業務

イ 夜間業務

ウ 旧神谷伝兵衛稲毛別荘清掃及び公開業務

エ 夜間機械警備

オ 空調設備及び環境機器保守点検業務

カ 消防設備保守点検業務

キ 害虫及び鼠駆除業務

ク 自家用電気工作物保守点検業務

ケ 自動ドア保守点検業務

コ 一般廃棄物収集運搬処理業務

サ 庭園維持管理業務

シ 電気給湯器保守点検業務

(9) ボランティアとの協働

当ギャラリーの運営にあたって、ボランティアの活用など市民と協働し、更なる施設の活性化を目指す。

ア 花壇ボランティア

来館者の憩いの場である当ギャラリーの庭園の維持管理を花壇ボランティアとともに行う。

イ 芸術ボランティア

企画展、講習会、イベント等で、多様な人材を活用する。

3 企画提案業務

(1) 展覧会の開催

ア 企画展 1

| | |
|--------|--|
| 展示事業名 | 千葉県小中学生書写・交通安全ポスターコンクール展 |
| 期 間 | 令和6年7月23日(火)～28日(日) 6日間 |
| 内 容 | 「令和5年度千葉県小中学生書写・交通安全ポスターコンクール展」には、千葉県内から約5万5千点の作品の応募があった。その中から選ばれた書写とポスターの特別賞作品、約70点を展示する。 |
| 入場予定人数 | 700人 |

イ 企画展 2

| | |
|--------|---|
| 展示事業名 | 世界児童画展千葉県展 |
| 期 間 | 令和6年7月30日(火)～8月4日(日) 6日間 |
| 内 容 | 「第54回世界児童画展」優秀作品と千葉県の入選作品を展示する。第53回展は千葉市内小中学校合わせて18校の作品が選ばれ、会場に展示された。 |
| 入場予定人数 | 700人 |

ウ 企画展 3

| | |
|--------|--------------------------------|
| 展示事業名 | 千葉市中学校美術部展 |
| 期 間 | 令和6年8月7日(水)～8月25日(日) 17日間 |
| 内 容 | 市内中学校美術部の合同展で令和5年度は22校の参加があった。 |
| 入場予定人数 | 700人 |

エ 企画展 4

| | |
|--------|------------------------------------|
| 展示事業名 | 千葉ゆかりの作家展 |
| 期 間 | 夏：令和6年8月14日(水)～25日(日) 11日間 |
| 内 容 | 冬：令和6年12月11日(水)～28日(土) 16日間 |
| 入場予定人数 | 千葉市芸術文化新人賞受賞作家など千葉ゆかりの作家の作品展を開催する。 |

オ 企画展 5

| | |
|--------|---|
| 展示事業名 | ギャラリー・いなげ新春展 |
| 期 間 | 令和7年1月4日(土)～1月19日(日) 14日間 |
| 内 容 | 当ギャラリーを拠点に活躍する地域の優れた作家による展覧会。日本画、油彩画、水彩画の他にフラワーアレンジメントの作家も参加する。 |
| 入場予定人数 | 800人 |

カ 企画展 6

| | |
|--------|--|
| 展示事業名 | 第8回いなげ八景水彩画コンクール展 |
| 期 間 | 令和7年1月11日(土)～11月26日(日) 14日間 |
| 内 容 | 「いなげ八景水彩画コンクール」で入選した作品を展示することで、地域に「いなげ八景」への関心を高める。 |
| 入場予定人数 | 800人 |

キ 企画展7

| | |
|--------|---|
| 展示事業名 | 近隣学校児童生徒作品展 |
| 期 間 | 令和7年2月6日(木)～23日(日) 18日間 |
| 内 容 | 千葉市民ギャラリー・いなげの近隣学校に通う児童生徒の日ごろの学習効果を作品として発表する。 |
| 入場予定人数 | 800人 |

(2) 美術に関する講習会等の開催

ア 講習会等1

| | |
|-------|------------------------------|
| 講習会名 | 春のスケッチ会 |
| 期 日 | 令和6年4月27日(土) |
| 内 容 | ギャラリー棟や庭園の新緑などを思い思いの画材で表現する。 |
| 対象・定員 | 幼児から大人まで 20人 |

イ 講習会等2

| | |
|-------|--|
| 講習会名 | 教職員を対象とした画材研修会 |
| 期 日 | 令和6年7月24日(水) |
| 内 容 | 画材会社と連携した、学校現場の指導に役立つ研修会。画材の成分や特徴に応じた表現を楽しむ。 |
| 対象・定員 | 市内在勤教職員 20人 |

ウ 講習会等3

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 講習会名 | 教職員実技研修会 |
| 期 日 | 令和6年7月25日(木) |
| 内 容 | 図工美術担当教員を対象に表現力を高め、学校現場に役立つ実技研修を行う。 |
| 対象・定員 | 市内在勤教職員 20人 |

エ 講習会等4

| | |
|-------|--|
| 講習会名 | 夏休み子ども美術講座 |
| 期 日 | 令和6年7月13日(土)・28日(日) |
| 内 容 | 夏休みに自由でのびやかな造形表現を楽しむ。講師は千葉市芸術文化新人賞受賞者など千葉市ゆかりの若手作家に依頼する。 |
| 対象・定員 | 小学生 20人 |

オ 講習会等5

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 講習会名 | 秋休み子ども美術講座 |
| 期 日 | 令和6年10月12日(土) |
| 内 容 | 稲毛あかり祭「よとぼし」の夜、ギャラリー庭園に展示する作品を作成する。 |
| 対象・定員 | 小学生 20人 |

カ 講習会等6

| | |
|-------|----------------------|
| 講習会名 | 秋のスケッチ会 |
| 期 日 | 令和6年10月26日(土) |
| 内 容 | ギャラリー庭園や稲毛公園クロマツ等を描く |
| 対象・定員 | 小学生 20人 |

(3) 地域連携事業

ア 稲毛あかり祭「よとぼし」夜間特別公開

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 稲毛あかり祭「よとぼし」夜間特別公開 |
| 期 日 | 令和6年11月23日(土)・24日(日) |
| 内 容 | 地域商店街主催のあかり祭に参加する。当日は庭園を夜間公開し、「秋休み子ども美術講座」参加者が制作した作品を展示する。 また、小学校と連携し、図工の授業で「灯ろうづくり」を行い、その作品を展示する。この「よとぼし」を入り口に、海の記憶が残る稲毛の歴史と文化を紹介し、郷土への愛着につながるように努める。 |

イ 稲毛お話し会

| | |
|-----|---|
| 事業名 | いなげお話し会 |
| 期 日 | 9月14日(土) |
| 内 容 | 稲毛の歴史や文化について、地域の方とともに情報を伝え合う。また、お話し会の様子は、当ギャラリー発行の「海気通信」で広く市民に向けて発信する。地域の公民館と連携し、稲毛の人材確保や資料のさらなる充実を努める。 |

ウ いなげ八景水彩画コンクール

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 第8回いなげ八景水彩画コンクール |
| 期 日 | 令和6年4月27日(土)～10月27日(日) |
| 内 容 | 千葉市在住・在勤者を対象にいなげをテーマにした水彩画を公募し、受賞作品を選定する。 |

エ いなげ八景ツアー

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 稲毛八景ツアー&ランチ |
| 期 日 | 令和6年5月25日(土) |
| 内 容 | 「いなげお話し会」で選定した「いなげ八景」を学芸員やボランティアガイドと一緒に巡る。 |

オ 公民館との連携

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 公民館との連携 |
| 期 日 | 令和6年5月～令和7年3月 |
| 内 容 | 「いなげ八景」に関する地域住民向け講座について、近隣の稲毛公民館との連携を検討するほか、他の公民館との連携事業も検討する。 |

カ 市内小中学校との連携

小学校の社会の地域を知る学習とリンクさせ、小学校に出向き、出前授業を行う。

また、近隣の小中学校の作品展開催を検討する。

その他、中学校職場体験の受入れ、中堅教員研修の受入れ、中学校美術部展、世界児童画展、教職員向けの講座等を通し連携を深めていく。

(4) 旧神谷伝兵衛稲毛別荘の活用事業

ア 活用事業1

| | |
|-------|--|
| 講習会名 | 旧神谷伝兵衛稲毛別荘に関連した動画の上映 |
| 期 日 | 令和6年11月2日（土）～24日（日） |
| 内 容 | 旧神谷伝兵衛稲毛別荘、ギャラリー・いなげ等、稲毛の魅力を紹介する動画を制作し別荘で上映する。また、YouTubeやホームページ、ツイッターでも配信する。 |
| 対象・定員 | 幼児～大人まで |

イ 活用事業2

| | |
|-------|--|
| 講習会名 | 展示会場として活用 |
| 期 日 | 令和6年12月11日（水）～28日（日） |
| 内 容 | 2階の洋室と納戸で別荘関連の資料等を展示するとともに、洋館の趣を生かして企画展の第二会場として活用する。 |
| 対象・定員 | 幼児から大人まで |

(5) ロビーの活用

小規模の展示スペース、短時間で参加できるワークショップ会場、地域アーティスト資料や地域資料の展示・閲覧スペースとして活用する。

4 施設使用許可業務

(1) 利用受付業務

制作室・展示室を美術等の芸術・文化活動の拠点及び発表の場として各種団体等への貸出しを行う。幅広い世代の人々が親しく美術に触れ合い、市民文化創造の拠点を目指し、市民の作品発表、制作の場としての機能を高める。

ア 審査基準

条例・規則等の定め及び「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」に基づき、申請により求められた利用に対して許可の適否を判断するために、「千葉市民ギャラリー・いなげ使用許可審査等に関する制定事項」を定める。なお、審査基準は、当該許可等の性質に照らして具体的な許可の審査例等を記載して作成し、審査基準は申請窓口に備え付け、透明性を高める。

イ 使用許可申請の受付

条例・規則等、「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」及び「千葉市民ギャラリー・いなげ使用許可審査等に関する制定事項」及び「千葉市民ギャラリー・いなげ受付要領」に基づき、施設利用の受付及び使用許可を行う。

(ア) 使用申請の受付方法

| 施設名 | 受付方法 |
|-----|--------------------------------------|
| 展示室 | 利用初日が属する月の7か月前の最終土曜日に1か月分まとめて仮受付をする。 |
| 制作室 | 利用日の6か月前から1週間前まで1コマ単位で受付をする。 |

(イ) 利用条件

- ・原則として、千葉市在住、在勤、在学者及びそれらが構成者となっている団体。
- ・制作室は団体の利用とする。展示室は個人利用も認める（制作室で展示する場合も含む）。
- ・展示品は施設利用者が自主的に管理する。

- ・営利を目的とする使用は許可しない。

ウ 開館日数、目標入館者数及び目標施設稼働率

| 区 分 | 開館日数 | 目標入館者数 | 目標施設稼働率 |
|-----|-------|----------|---------|
| 展示室 | 307 日 | 20,000 人 | 55% |
| 制作室 | 307 日 | 14,000 人 | |

エ 目標入館者数及び目標施設稼働率達成のための方策

第1制作室は、展覧会での利用の拡大を図ること、第2制作室は、サークル新設の支援及びサークルの誘致を図ること、第3制作室は会議等の利用を促進することで稼働率の向上を図る。

オ 施設案内

- (ア) 施設案内リーフレットを制作し、配布する。
- (イ) 来館者、見学者、電話による各種問い合わせ等に誠実かついねいに対応する。
- (ウ) 利用のための手続の流れ等をホームページで公開し、利用者の利便性を高め、市民サービスの向上に努める。

(2) 旧神谷伝兵衛稲毛別荘の公開業務

稲毛の歴史・文化の理解や関心を深めるために、国の登録有形文化財で歴史的建物の「旧神谷伝兵衛稲毛別荘」を広く市民等に公開する。

公開にあたっては、市民、特に次代を担う子どもたちが貴重な文化遺産に親しむことにより、郷土の豊かな歴史や文化への関心を高め、千葉市民であることに誇りを持つことができるように積極的な広報に努める。

2階納戸及び洋間を活用し、稲毛や別荘の歴史など充実した関連資料を展示する。

ア 開館日数及び目標入館者数

| 区 分 | 公開日数 | 目標入館者数 |
|------------|-------|----------|
| 旧神谷伝兵衛稲毛別荘 | 307 日 | 11,500 人 |

イ 目標入館者数達成のための方策

新たに旧神谷伝兵衛稲毛別荘の活用事業を実施し、来館者の増加を図る。

5 施設維持管理業務

(1) 保守管理業務

ア 建築物の保守管理

保守点検について、関係法令及び「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」を遵守し、予防保全策と併せて実施する。

また、修繕について、保守点検等で顕在化したものは、速やかに対処し、利用者への影響を最小限に抑えられるよう努める。

施設の長寿命化のための予防保全策を基本とし、物理的劣化等による事故等の予防だけでなく、施設の機能及び性能を最大限生かせるようにする。

(ア) 点検方法

日常的に巡回点検を行うとともに計画的に保守点検を行い、施設を良好な状態に維持し、かつ美観の維持に努めるとともに、日報を兼ねた「チェックリスト」を作成し、項目ごとに毎日1回～週1回の点検業務を行う。

(イ) 異常時の対応

点検の結果、異常を発見した場合は、利用者の安全確保策を最優先に講じる。例えば、部材劣化・破損等が発見した場合、二次被害防止策を講じた後、市に報告するとともに迅速に調整・修繕等を行い適正な状態に回復させる。

また、建築物において大きな破損、火災、事故等が発生した場合は、二次被害防止策を講じると同時に、消防・警察等各関係機関と連携し被害の拡大防止に努める。

イ 建築設備の機器管理

日常の機器の運転・管理、点検、整備を行う。また、点検及び機器が正常に機能しない際の対応等について、適切に記録を残す。

ウ 建築設備の機器管理

(ア) 備品の管理

施設における活動に支障をきたさないよう、千葉市から貸与されている備品の管理を行うとともに、貸与備品の耐用年数等による入替えにあたっては千葉市と協議する。

(イ) 備品台帳の作成・管理

備品の管理にあたっては、備品台帳を作成する。備品台帳に記載する事項は、品名、規格、金額（単価）、数量、購入年月日、耐用年数等とする。

千葉市からの貸与備品については、市より提供された備品台帳にて管理を行う。

(2) 環境維持管理業務

ア 清掃

(ア) 清掃内容と方法

「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」に基づき「清潔・快適」を基本として清掃業務を行う。また、害虫・ねずみ等の防除については、「千葉市の施設等における農薬・殺虫剂等薬剤の適正使用に係る指針」を遵守のうえ、実施する。

(イ) 清掃状況の確認方法

定期・特別清掃の年間計画表と日常清掃の作業日報（チェック式）を作成し、これらを効率的に組み合わせた作業計画を策定し確実に実施する。

(ウ) 廃棄物の処理

廃棄物の処理、再資源化について、関係法令及び「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」を遵守し、実施する。事業系廃棄物減量計画書を作成し、徹底した分別、可能な限りの再資源化を行う。一般廃棄物、産業廃棄物ともに、許可業者に処分を委託し、マニフェスト等により最終処分先を確認する。

イ 施設保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるように施設の保全及び施設の破損等の予防に努める。また、建築物、設備、備品等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告をする。

また、修繕について、「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営の基準」に基づき、次表のとおり実施する。

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 小規模修繕（60万円以内） | 即時に実施し機能を回復する。 |
| 大規模修繕（60万円超） | 事前に市と協議するとともに、直ちに二次被害防止策を講じる。 |
| 経年劣化や老朽化による修繕 | 外壁、鉄部の塗装、屋根防水等の更新等について市に提案のうえ、協議する。 |

ウ 植栽等保全業務

松及び生け垣の剪定等を行い、施設的美観を損なわないよう適切に管理する。松については、専門業者による松枯れ防止剤の注入も行い、樹木の維持管理に努める。

(3) 保安警備業務

ア 保安警備

開館中に、当施設職員の巡回警備を行い、施設の異常、不審者の有無について確認を行う。また、閉館後は機械警備を実施することで、24時間警備体制を敷く。

| 開館・閉館の別 | 時間 | 警備方法 |
|---------|--------------|------|
| 開館中 | 午前8時～午後9時30分 | 巡回警備 |
| 閉館後 | 午後9時30分～午前8時 | 機械警備 |

イ 駐車場の管理

(ア) 基本的な考え方

作品の搬入・搬出時や土日祝日など、来館者が集中する場合を考慮し、多くの来館者が安全に駐車することができるよう駐車場利用者を把握し、適宜駐車整理を行う。

(イ) 管理の方法

駐車場が満車となった場合は、周辺の駐車場を適宜紹介し、利用者の方に気持ちよく来館してもらえるよう努める。

6 経営管理業務

(1) 事業評価業務

ア 利用者アンケートの実施

利用者アンケートに「施設、サービス等に関する評価」及び自由記述欄を設けて分析する。

自由記述欄に重要な指摘がある場合は、状況や意見・要望等を分析し、今後の事業運営に反映する。

イ ホームページによる意見・要望の収集

幅広い市民を対象としてホームページ上で意見を収集する。

ウ 意見箱による意見・要望の収集

自由記述の意見箱を受付カウンターに設置し、利用者の意見・要望を把握する。

エ 「千葉市民ギャラリー・いなげ利用者懇談会」の実施

施設に対する評価や新たなニーズの把握等を目的として、市民（利用者代表）・学校関係者・地元商店街・学識経験者・当財団職員等で構成し、意見交換を行う。（年1回開催）施設利用者や受講者以外にも、多様な主体を対象としたモニタリングを実施する。

7 自主事業

美術の振興を目的に企画提案業務を補完するとともに、施設の利用促進を一層図るため、自主事業を実施する。

(1) 教室・講座等

| 事業名 | 実施場所 | 対象者 | 開催日・参加料 |
|--|----------|------------------|--------------------------------|
| 山口マオ 版画講座 （絵本「わにわに」シリーズで有名な山口マオさんのワークショップ。） | 第2制作室 | 中学生以上の市民 15人 | 6月 2,000円 |
| 写真撮影講座 （千葉市出身の写真家白井綾氏と佐藤信太郎氏の写真講座。） | 第2制作室・庭園 | 高校生以上の市民 各15人 | 9月、11月 1,500円 |
| 創造海岸いなげ事業 （市民のニーズに応じた講座を開催し、サークルづくりを支援する。） | 第2制作室 | 市民 10人～20人 | 時期は未定 2～3回程度 500円～1,000円 |